

二本松市教育振興基本計画

(第2期：令和3年度～令和12年度)



二本松市教育委員会



二本松市教育振興基本計画

(第2期：令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

二本松市教育委員会

[目次]

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	2
第2章 本市の教育の現状と課題	3
1 教育をめぐる社会情勢の変化.....	3
2 二本松市教育振興基本計画（第1期計画）の成果と課題.....	10
第3章 教育大綱	27
第4章 計画体系図	28
第5章 基本方針と基本施策	31
基本方針1 夢や希望をもち心身ともに健やかな成長を図るための 学校教育の充実を図ります。	31
基本施策1 児童・生徒がともに学び高め合う取組の推進.....	31
基本施策2 児童・生徒の健やかな体の育成.....	33
基本施策3 児童・生徒の豊かな心の育成.....	35
基本施策4 特色ある教育の推進.....	36
基本方針2 学校と家庭、地域が連携し教育力の向上を図ります。	37
基本施策1 自ら問題を解決する体験学習の推進.....	37
基本施策2 教育相談活動の充実.....	38
基本施策3 学級・家庭及び地域の連携による教育.....	40
基本施策4 青少年の健全育成.....	41
基本施策5 働きながら子育てできる環境の整備.....	42
基本方針3 豊かな教育環境の整備・充実と学びのセーフティネッ トを構築します。	43
基本施策1 新しい時代の教育に向けた教育環境の整備.....	43

基本施策 2	安全・安心で質の高い教育環境の整備	44
基本施策 3	学校安全の推進	46
基本施策 4	家庭の経済状況や地理的条件への対応	47
基本施策 5	多様なニーズに対応した教育機会の提供	48
基本方針 4	生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。……	49
基本施策 1	生涯学習活動の支援・事業開催	49
基本施策 2	生涯学習・文化施設の整備	51
基本施策 3	図書館利用環境の整備	52
基本方針 5	体育やスポーツ活動をととした生涯学習スポーツの振 興を図ります。……	54
基本施策 1	運動・体力づくりの環境整備	54
基本施策 2	スポーツ活動の推進	55
基本方針 6	文化財の保護や活用、先人の顕彰を通じて、国や地域 の伝統や歴史的背景を認識し、誇りの持てるよりよい 社会の創造を図ります。……	57
基本施策 1	地域文化財保護・継承	57
基本施策 2	伝統文化の学習及び顕彰	58
基本方針 7	文化芸術に触れることにより、個人の豊かな人格と人 生の形成を図ります。……	60
基本施策 1	文化施設の活用強化	60
基本施策 2	文化施設の整備	61
基本施策 3	芸術振興事業の実施	62
基本施策 4	文化団体の活動支援	63
第 6 章	計画の推進にあたって……	64
1	計画の推進に向けた体制	64
2	点検及び評価の実施	64
3	計画の検討	64

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景

科学技術の進歩や少子高齢化など教育をめぐる状況が大きく変化する中で、国においては、平成18年に新しい時代の教育理念を明示する改正教育基本法が成立しました。

その後、法の目的や目標を踏まえ、新しい教育理念の実現に向けて平成20年に「教育振興基本計画」が策定され、平成30年には第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示した「第3期教育振興基本計画」が定められました。

一方、地方公共団体には、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努めることが求められ、本市においても二本松市が目指す教育の実現のために平成29年に「二本松市教育振興基本計画」を策定し、令和2年度までを計画期間として、教育施策の実現に努めるべく各施策を進めてきました。

この計画は、現行の計画を継承しつつ、日々変化する社会状況や教育課題を踏まえ、今後、本市が目指す教育の姿と重点的に推進すべき施策を示す新たな「二本松市教育振興基本計画」（第2期計画）として策定したものです。

《参考》

【教育基本法（抄）】

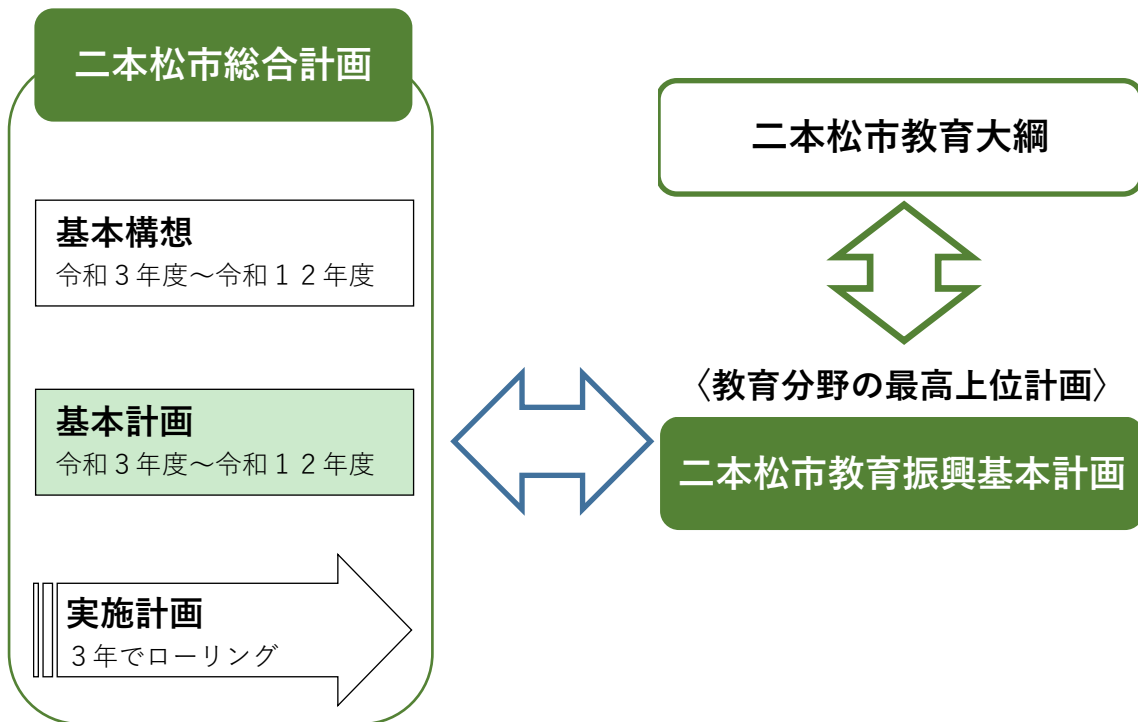
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

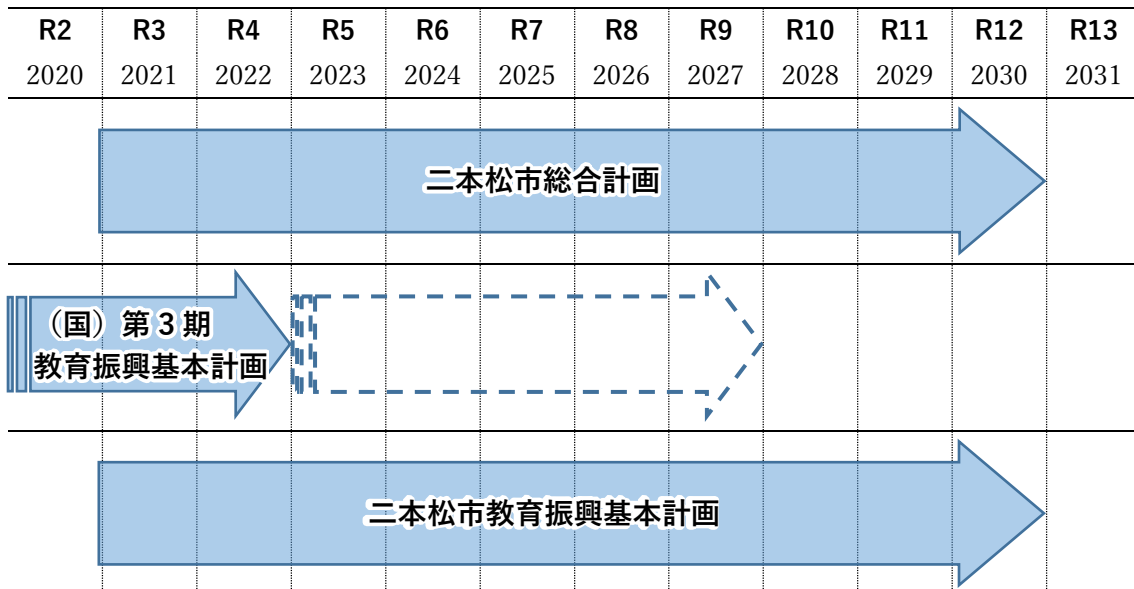
本計画は、前述のとおり教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めるもので、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「二本松市総合計画」を基本とした教育分野における計画であり、教育大綱の理念「未来を創る、心豊かで、たくましい人間の育成」を実現するために取り組むべき内容を示した実施計画です。

二本松市総合計画と二本松市教育大綱及び二本松市教育振興計画



3 計画期間

本計画の計画期間は、「二本松市総合計画」を基本とした教育分野における計画であることから、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。



第2章 本市の教育の現状と課題

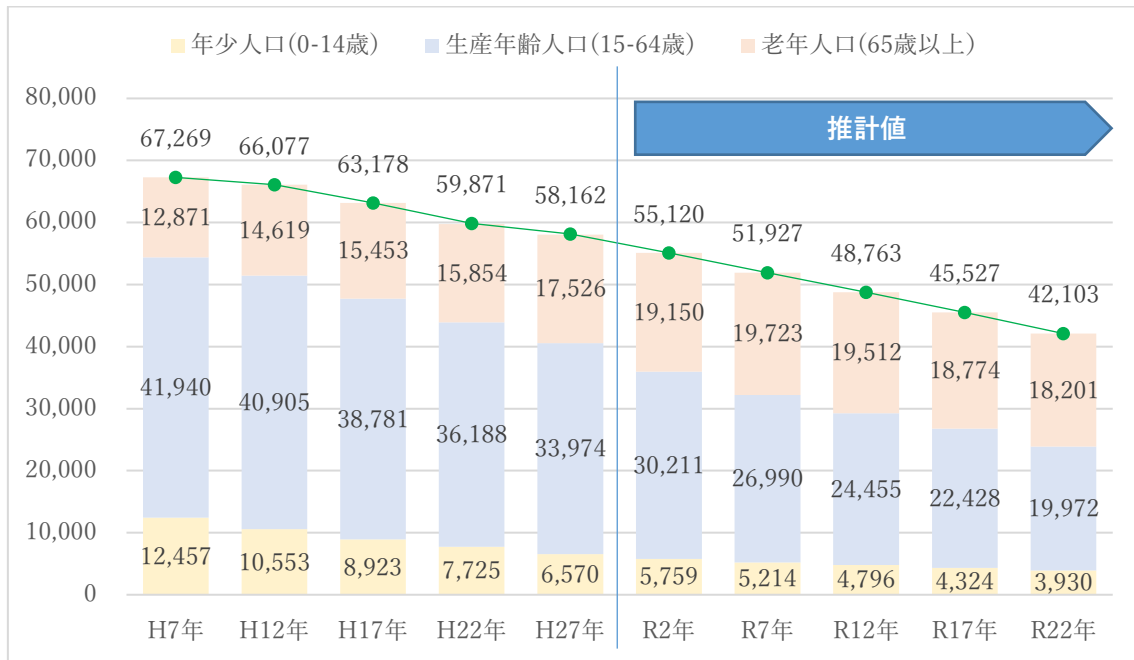
1 教育をめぐる社会情勢の変化

(1) 人口の動向

本市の人口の推移は、平成27年（2015年）の人口は58,162人と、20年前の平成7年（1995年）に比べ約9,000人（△13.5%）減少しています。

令和2年（2020年）以降の将来推計をみても減少傾向は続き、令和12年（2030年）には約49,000人、令和22年（2040年）には約42,000人になることが見込まれています。

人口の推移



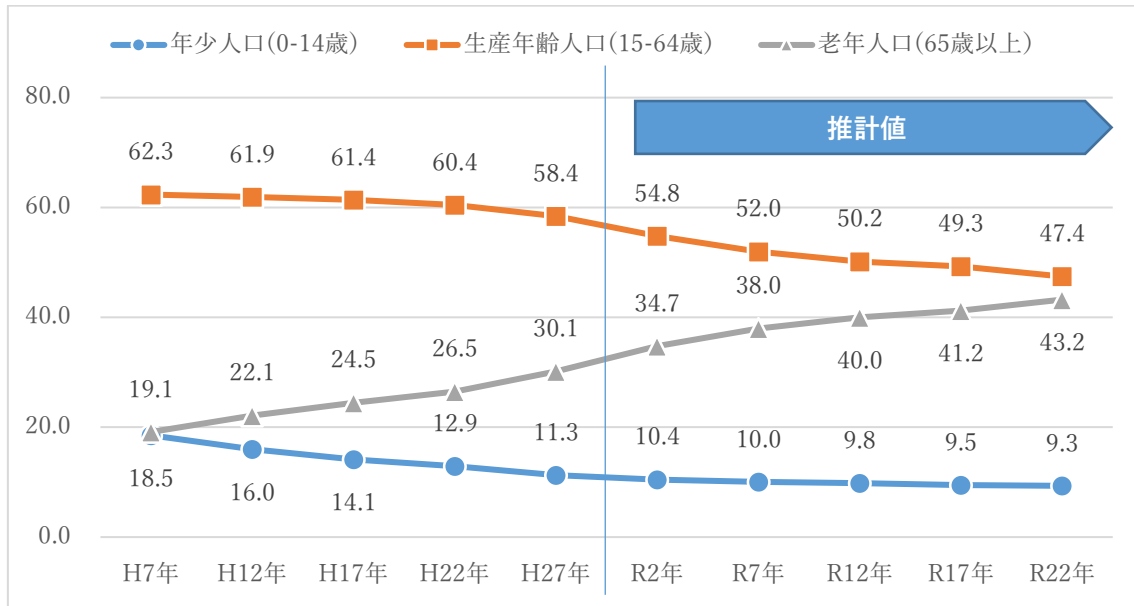
※年齢不詳があるため、年齢別人口の合計は市内全体の人口と合致しない場合がある

出典：二本松市総合計画／国勢調査人口（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の定めた仮定値を用いて推計

また、年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、平成7年（1995年）は年少人口と老年人口がほぼ同じ割合でしたが、その後は老年人口が年少人口を上回り、平成27年（2015年）には年少人口が約11%、老年人口が約30%となっています。

それ以降の将来推計をみても、老年人口は上昇傾向、年少人口および生産年齢人口は下降傾向が続き、少子高齢化が一層進行するものと考えられます。

年齢別人口構成比の推移



※年齢不詳があるため、年齢別人口の合計は市内全体の人口と合致しない場合がある

出典：二本松市総合計画／国勢調査人口（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の定めた仮定値を用いて推計

(2) 児童生徒数および学級数の推移

令和2年5月現在の児童生徒数・学級数は以下のとおりとなっています。学校教育法施行規則における小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするとしており、これに該当する小学校は、二本松北小学校・油井小学校の2校のみであり、ほとんどの学校が12学級未満の小規模校です。また、一部を複式学級としている6学級未満の過小規模校もみられます。

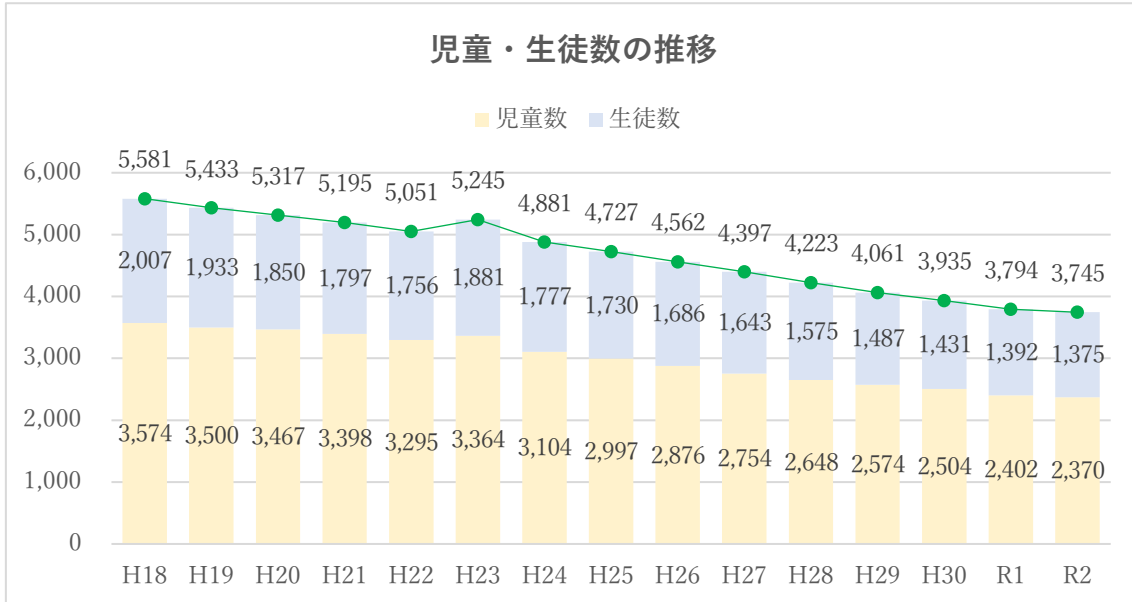
◆小学校の児童数・学級数

学校名	児童数	学級数	特別支援学級数	学校名	児童数	学級数	特別支援学級数
二本松南小学校	230	10	2	油井小学校	391	14	3
二本松北小学校	351	12	2	渋川小学校	80	6	1
塩沢小学校	89	6	2	川崎小学校	110	6	1
岳下小学校	181	7	3	小浜小学校	143	6	1
安達太良小学校	43	4	1	新殿小学校	39	4	1
原瀬小学校	50	4	-	旭小学校	38	3	-
杉田小学校	193	7	2	東和小学校	216	9	2
石井小学校	107	6	2	計	2,370	110	25
大平小学校	109	6	2				

◆中学校の生徒数・学級数

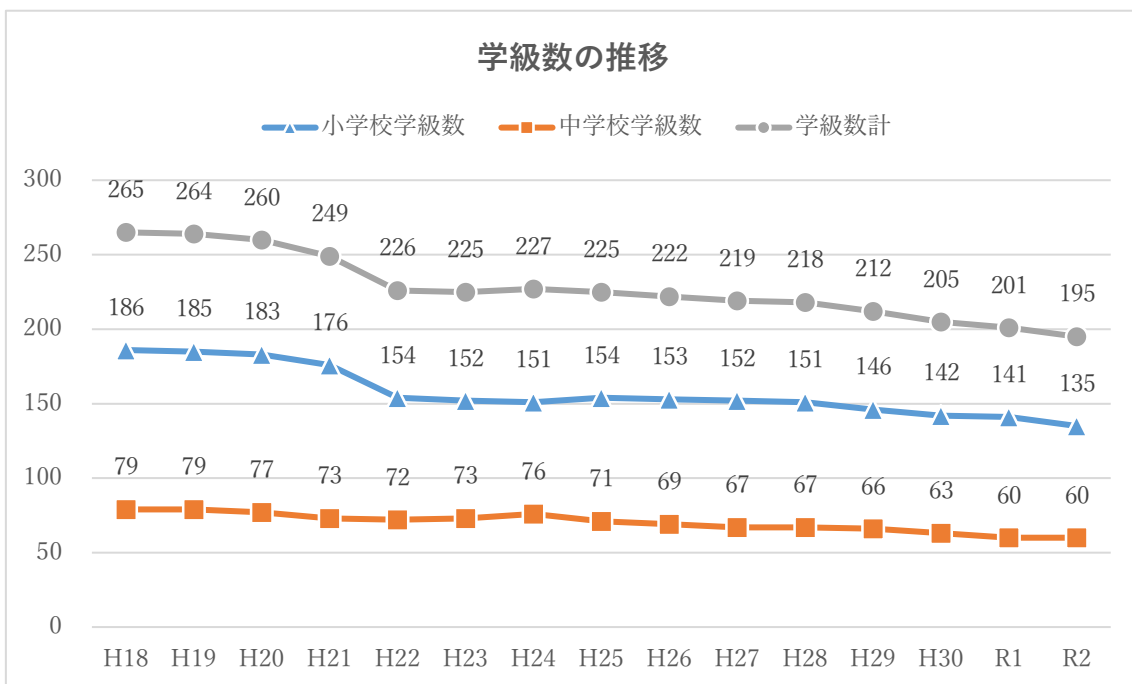
学校名	生徒数	学級数	特別支援学級数
二本松第一中学校	390	12	2
二本松第二中学校	144	6	2
二本松第三中学校	257	9	2
安達中学校	319	12	1
小浜中学校	88	3	2
岩代中学校	58	3	-
東和中学校	119	6	-
計	1,375	51	9

次に、児童・生徒数の推移をみると児童数・生徒数ともに減少が続き、令和2年度（2020年度）には平成18年度（2006年度）と比較すると児童数は約66%、生徒数は約69%まで減少しています。



【毎年5月1日現在】

さらに、学級数の推移をみても小学校・中学校ともに減少が続き、令和2年度（2020年度）の学級数を平成18年度（2006年度）と比較すると小学校では約74%、中学校では約76%まで減少しており児童・生徒数の推移と同様の傾向にあります。



【毎年5月1日現在】

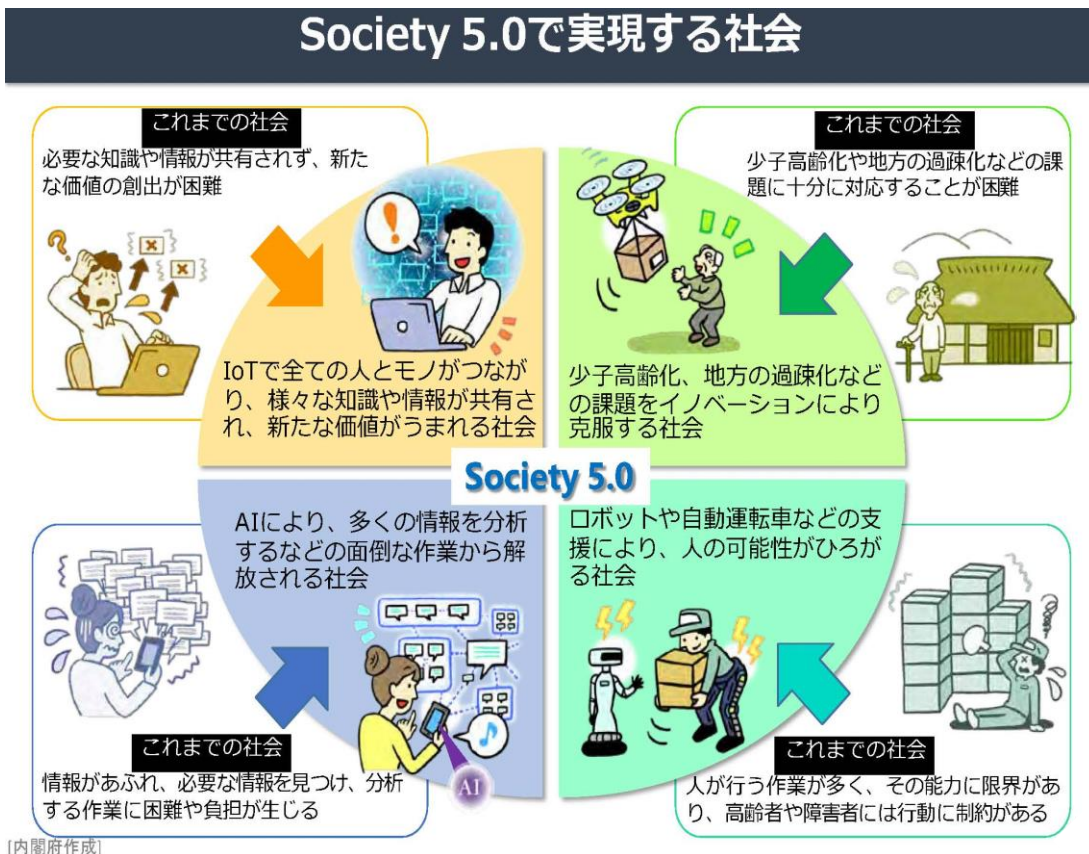
(3) 高度情報化社会の進展と Society5.0 への対応

第4次産業革命の新たな技術革新によって、我が国全体において、経済活動や雇用環境なども含めた地域社会のあり方が大きく変化しています。

そのような中、国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として、「Society5.0」(※1)の実現を目指しています。

これまでの情報社会(Society4.0)では、知識や情報の共有・連携が不十分であり、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担となるなどの課題がありました。Society5.0の実現により、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難の解決が期待されます。

人口減少と少子・高齢化が進む本市においてもAIやIoTなどを活用し、社会的な課題の解決とあらゆる分野においてイノベーションによる新たな価値の創出を図る必要があります。



※1 Society5.0: 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標（Sustainable Development Goals）です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においても、平成28年にSDGs推進本部が設置され、同年12月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定、令和元年にはSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

教育分野においても、SDGs達成のための積極的な取組が不可欠となっています。

【SDGsにおける17の目標】



(5) 新しい生活様式の推進

令和元年12月に確認された原因不明の肺炎「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）は瞬く間に世界中に拡散し、パンデミック（世界的な大流行）となりました。

国内では、令和2年2月政府の臨時休業要請、同年4月の緊急事態宣言及び宣言の延長などが行われ、本市においても、小中学校の臨時休業、社会・体育・文化施設等の休館、利用制限などの措置を講じたところです。

この間、小中学校の休業期間中の学びの保障として家庭学習シートの作成・配布や学校行事等の実施方法変更、分散登校、マスク配布、学校・各施設の消毒の徹底など様々な対応を実施してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、第2波、第3波と続き、感染終息には程遠い状況となっています。一日も早い感染終息を目指すためには、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例など、一人一人が日常生活において感染予防に努める必要があります。学校や各施設、各種行事等にもこれらに配慮した取り組みを行い、社会全体で感染拡大防止に努める必要があります。

【「新しい生活様式」実践の取組（例）】



出典：福島県「新しい生活様式」実践ポスター作成特設ウェブサイト

2 二本松市教育振興基本計画（第1期計画）の成果と課題

第1期計画（平成29年度～令和2年度）では、二本松市教育大綱で示した「未来を創る、心豊かな、たくましい人間の育成」の実現に向け

- 知性あふれる創造性豊かな人間の育成
- 伝統と文化、心のふれあいを大切にする人間の育成
- 健康で生きがいにみちた人間の育成

を目指して教育施策の展開を図ることとし、これら基本理念に基づき7つの基本方針を掲げ、それぞれの取組みを総合的に推進してきました。

ここでは、第1期計画の基本方針ごとにその主な成果と今後の課題について、「二本松市教育事務点検評価検証委員会」の内容に基づき、主な事業の分析と今後の方向性を示します。

基本方針1 ともに学び高め合い、心身ともに健やかな成長ができるよう学校教育の充実を図ります。

次代を担う子どもたちに豊かな学びを提供し、個性・創造性を育む教育を進め、健やかな体の育成に努めます。また、郷土のよさを理解するとともに国際性も身につけた子どもたちを育てます。

基本施策1 児童生徒がともに学び高め合う取組みの推進

【施策の方向】

すべての児童生徒が友達と一緒に学ぶ楽しさを知り、問題意識をもって夢中で学習に取り組むことができるように、先進的な取組みを行っている講師を招聘し、教員の指導力を向上させるために、各学校での授業研究会や市主催の研修会を実施します。また、小学校すべてに算数科非常勤講師を配置しティーム・ティーチング（T・T、※2）による授業を実施します。さらに、学習の取組みについて、中学校区ごとに小学校と中学校の連携の推進に努めます。

※2 ティーム・ティーチング：2人の教員（中心となって授業を進める教員(T1)と授業に協力して入る教員(T2)）が協力して授業を進めること。

○学び合う環境づくり推進事業

児童の確かな学力向上のために、先進的な取組を行っている講師を招聘し、各学校の研究を推進するとともに教師の指導力向上を図る。

学習教材の配付を行い、学習内容の確かな定着と学習習慣の育成を図る。

事業の分析	今後の方向性
各学校で講師招聘による授業研究会が行われ、児童生徒が自分の学びを深め、確かな学力の定着を図りながら、学ぶことへの楽しさを味わう授業への転換を模索する学校が多く見られた。今後は、より一層、各学校が自校の課題を明らかにし、それを解決するための講師を計画的に招聘し、効果的な校内研修をマネジメントしていくことが課題である。	校長等に対し、自校の学力向上等の学校課題を明らかにし、それを解決するための校内研修を計画するよう指導する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、各学校での講師招聘による実施が難しい状況のときには、学校教育課主催の研修の充実を図る。

○学力向上対策事業

小・中学校においては算数・数学科を中心に、一人一人の基礎的な学習内容の定着を図る。また、諸検査等を実施し、個々の児童生徒への指導とよりよい学習環境の構築や学力向上の方法検討に活用する。

事業の分析	今後の方向性
学力向上非常勤講師が配置された学校では、学校の実態に応じて算数科の授業以外での活用を可能とし、習熟度別学習等、多様な学習形態に対応することができた。各学校において、T2としての指導とそれ以外の効果的な活用方法について、さらに検討する必要がある。令和2年度は、小学校で8名、中学校で7名配置している。	各学校の実態に応じて、個に応じた細やかな指導や習熟度別学習など多様な学習形態に対応するため、より一層弾力的な指導ができるようにする。 また、小中学校の学校規模や児童生徒の実態に応じて、学力向上非常勤講師の配置校を検討し再配置する。

基本施策2 児童生徒の健やかな体の育成

【施策の方向】

各学校が体力・運動能力テストの結果を分析し、体力向上推進計画書を作成するとともに、計画に基づいた実践への取組みを進め、児童生徒の体力向上及び体育授業の質的改善を図ります。また、地元の自然の良さを感じながらスキーを体験することを契機として、年間をとおして運動に親しむ意欲を高めます。さらに、放射線教育に取り組み、子どもたちに放射線に対する正しい知識を身につかせ、正しい判断で行動する力を育みます。

学校給食については、単なる栄養素の摂取としてだけでなく、家庭における食生活や生涯を通じた望ましい食生活への意識の醸成を目指し、食育をとおして、食材・調理・献立のバランス等、食が成長に及ぼす影響を知らせる場を計画的に設けます。また、給

食の放射性物質測定検査を今後も継続して実施し、安全な給食の提供に努め、放射能汚染による内部被ばくから子どもたちを守ります。さらに、「食」の安全を最優先課題としながら、地場産物の活用についても積極的に取り組んでいきます。

○元気な児童生徒育成支援事業

児童生徒の体力の向上を図る。

事業の分析	今後の方向性
スキー教室は、子どもたちが楽しみにしている授業ではあるが、年に1度のスキー教室では、継続した体力の向上を図るには、難しさがある。	児童生徒の体力向上を図るには、難しい点もあるが、地域にあるスキー場でスキー教室を行うことは、地域を見直し、地域を愛する心情を育てることになるため、運営の仕方を見直し、継続のため事業の充実を図っていきたい。

○学校給食と食育の推進

学校給食について、単なる栄養素の摂取としてだけではなく、家庭における食生活や生涯を通じた望ましい食生活への意識の醸成を目指し、食育をとおして、食材・調理・献立のバランス等、食が成長に及ぼす影響を知らせる場を設ける。

事業の分析	今後の方向性
食育について、パンフレットの作成や栄養士による食育授業の実施などに積極的に取り組んだが、朝食摂取率、誰かと一緒に食事をした割合ともに、実績値が前年度を下回り、目標値に届かなかった。	今後も、パンフレットの作成や食育授業の実施などを継続し、積極的に食育に取り組む。また、各種取り組みについて、一過性のもので終わらせるのではなく、しっかりと根付かせるようなものになるような工夫も必要である。

○安全・安心な給食の提供

給食の放射性物質測定を行うことにより、子どもたちを内部被ばくから守るとともに、安全・安心な給食を提供する。地元農産物についても検査を行い、安全が確認できた食材については積極的に使用し、地産地消の拡大を図る。

事業の分析	今後の方向性
予算については十分に確保し、必要な検査を行うことができている。財源については全額震災復興特別交付税の対象となっているが、今後も事業を進めていくためには引き続き国による財源の確保が必須である。	今後も安全・安心な給食を提供するため、放射性物質による内部被ばくの不安が払拭されるまで検査を継続するとともに、安全が確認された地元農産物については積極的に使用する。 また、財源については、検査が終了する

	まで国による財源確保が継続されるよう働きかけを行っていく。
--	-------------------------------

基本施策3 特色ある教育の推進

【施策の方向】

外国人英語講師による学習機会を設けるとともに、小学校における外国語活動の授業を充実させ、語学習得意欲の増進と外国への興味・関心を高め、国際理解を促し、広い視野をもった人材を育成します。

また、学校図書館は児童生徒が生き生きと学校生活を送るための「心の居場所」としての機能や各教科等の学習で学習情報収集の場としての機能の充実が求められています。

このことから、本市では学校図書館嘱託員を計画的に配置し、学校図書館機能の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

○外国語活動講師派遣事業

小学校3～6年の「外国語活動」について外国人講師を派遣し、活動の充実を図る。

事業の分析	今後の方向性
外国語に接するだけでなく、外国に興味をもったり、外国語でコミュニケーションを取ることを楽しみにしている児童が多く、他の国や文化に触れる機会があることは意義が大きい。	令和2年度より、新学習指導要領が完全実施となったことから、外国語活動が3、4年35時間、5、6年が教科となり、70時間に増加している。今後も派遣回数確保と授業の内容等について質的に高まる支援を図る。

○学校図書館支援事業

市内小中学校に司書又は司書補の資格を有する者、学校図書館でのボランティアを1年以上務めた者を学校図書館嘱託員として配置し、児童・生徒の読書活動を推進する。

事業の分析	今後の方向性
「学校図書館嘱託員」は、各小中学校と市立図書館等と連携し、図書活動の推進や授業中の図書利用の場合の児童支援を行い、児童生徒の読書への興味・関心を高めているが、配置人数が少ないこともあり、読書好きで頻繁に図書室に通う子どもの育成までは、十分に至っていない。	令和元年度は、7中学校区の内6つの中学校区に学校図書館嘱託員を配置することができたが、複数校を兼務しているため1校当たりの勤務日数は決して多くはない。今後は、すべての中学校区に配置し、さらには学校数の多い中学校区（一中・三中・安達中）に複数名配置するとともに、読書好きな子どもの育成を図るため、市立

	図書館との連携を密にすることや学校図書館嘱託員の研修を充実させ、子どもたちの読書に対する興味・関心を高めていく。
--	--

基本方針2 学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。

学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育てる環境を整備し、豊かな学びの体験をとおして、心身ともに健やかでたくましく成長できるよう、郷土愛や思いやりの心を育む教育を推進します。

また、特別な支援を要する子どもたちや不安・悩みを抱える子どもたちを支援します。

基本施策1 自ら問題を解決する体験学習の推進

【施策の方向】

地域の特色を活かした体験的な活動による郷土学習を促すため、学習を深め広げる授業づくりに努め、副読本の配付により、二本松の産業、歴史、人物等について理解を深めさせ、郷土愛を育んでいきます。

また、総合的な学習の時間や友好都市との交流活動をとおして、自然体験や職場体験等さまざまな体験学習の中で自ら課題を解決する力や社会性を育成し、職業観や適切な人間関係を構築できるようにします。

さらに、市の天文台での専門家による天体観測学習を実施し、自然に対する興味関心や科学的な見方を育みます。

○総合的な学習の時間充実対策事業

郷土愛、地元の歴史・文化・自然を大切にする心や社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしく生きる力を育成するために、副読本を活用した教育活動、地域と連携した郷土学習や職場体験など様々な体験活動を推進する。

事業の分析	今後の方向性
地域人材の積極的な活用や様々な体験活動等により、子どもたちが地域に興味を持ち、また、郷土学習を楽しみに主体的に取り組む姿が多く見られた。郷土学習を通して、自ら課題を解決する力や社会性を育成するには意義深かった。	今後も、副読本の作成や各学校の実態に応じた郷土学習の実施などを継続し、積極的に取り組む。また、各学校の取り組みについては、一過性のものではなく継続して行われるように、各教科等との関連性も十分に配慮し、郷土愛や地域の中で生きる力を育成していく。

基本施策2 教育相談活動の充実

【施策の方向】

学級診断尺度検査（Q-U、※3）を実施して児童生徒や各学級が抱える人間関係等の問題を把握し、児童生徒一人一人が居場所のある学級づくりを行います。加えて、各校の教育相談員の資質向上のための研修会や生活相談員の配置により、不登校等の学級不適応児童生徒への指導支援を行います。

また、外国出身の児童生徒に対して、日本語の指導員を配置し、日本での生活や授業への理解を促進します。

平成29年9月には（仮称）二本松市教育支援センターを開所し、保育所、幼稚園、小中学校や関係機関との連携を図る拠点とします。また、スクールソーシャルワーカー（SSW、※4）及びスクールカウンセラー（SC、※5）を配置し関係職員との連携を図りながら、悩みや障がいのある幼児、児童、生徒及びその保護者との個別相談支援を行い、相談体制を充実します。さらに、発達障がい等の児童生徒に対して、より適切な指導や支援ができるよう、教職員研修の充実を図ります。

※3 学級診断尺度検査（Q-U）：楽しい学校生活を送るためのアンケート調査。子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる。

※4 スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による課題を解決するために、学校や関係機関と連携を図りながら、相談・助言を行う福祉の専門家のこと。

※5 スクールカウンセラー：専門的な心理学知識や心理援助知識を有し、児童生徒の不登校や校内での問題行動の対応、心理相談業務等に従事する心理職専門家のこと。

○教育支援センター事業

学校、家庭との連携を図り、不登校児童・生徒一人一人に応じた適応指導を展開することで自己肯定感を高め、学校復帰並びに進路目標の実現を図る。

事業の分析	今後の方向性
<p>現在は、SCの出勤日を35日（令和元年度～）に、SSWを15日増やし合計105日（令和2年度）にするなど特別支援教育・不登校等の相談業務の充実に努めている。</p> <p>様々なケースの通所者があり、各学校と連携を持ちながら児童生徒の指導にあたっている。市全体の不登校発生率の抑制、いじめの完全解消、学校への適応に向けて、相談業務等を積み重ねていく必要がある。</p>	<p>本所には、不登校をはじめ発達障がい、特別支援教育に関する保護者や教員のニーズに応える機能が必要である。特に相談機能については充実を図るため、資格を有したSCやSSW、特別支援教育に精通した職員の常時配置を計画する必要がある。</p>

基本施策3 心の教育の推進

【施策の方向】

子どもたちが社会的規範や思いやりの心を身につけることができるよう、学校・家庭・地域が連携した心を育む教育を推進します。

学校教育全体を通して道徳教育を推進するとともに、問題解決的学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるなど、道徳の授業の充実を図ります。

○道徳教育の充実

市内全小中学校の管理職や道徳教育推進教員等を対象とした「市道徳科研修会」を実施し、道徳科授業の充実や学校教育全体で行う道徳教育の推進を図る。

事業の分析	今後の方向性
道徳科の授業改善に向けた研修会を行うことにより、各学校においても問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなどの授業改善に向けた取り組みが見られた。	今後も道徳科の授業改善・充実に向けて、「市道徳科研修会」等を実施していく。また、学校教育全体で行う道徳教育における家庭・地域との連携の在り方についても研修を深め、各学校の実態に応じて推進できるようにしていく。

基本施策4 学校、家庭及び地域の連携による教育

【施策の方向】

学校や家庭、地域が連携協力し、それぞれの役割の中で、さまざまな交流の機会をつくり、学習機会の確保に努めます。

また、放課後や休日に子どもたちが安全な環境の中で、地域住民やボランティアの参画を得て、学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等を体験できる場の充実に努めるとともに、学童保育所との連携に取り組みます。

また、未就学児が小学校に入学した際、学校生活になじめるよう支援するため、幼児教育における「遊びの時間」に工夫を凝らし幼児の集中力を養うとともに、幼稚園等と小学校との交流を行い、相互の協力体制を確立するよう努めます。

さらに、安達地方全体の取組みとして、家庭での読書活動の推進についても取り組んでいきます。

○放課後子ども教室推進事業

学校や地域、家庭が連携し、放課後に子どもたちが安全な環境の中で学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等を体験できる場の充実に努めることで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む機会とする。

事業の分析	今後の方向性
放課後の時間を活用し、子どもたちが地域住民と交流しながら有意義な時間を過ごすことができた。	現在運営している5教室に加え、令和2年度に1教室を開設する。今後も交流活動の充実等に取り組んでいく。

基本施策5 青少年の健全育成

【施策の方向】

学校、家庭及び地域が連携し、世代間の交流ふれあい等による教育活動を推進します。また、活動の担い手となる青少年育成団体等に対し支援を行い、地域ぐるみで青少年の心身が健やかに成長するよう努めます。

○少年センター運営事業、青少年育成事業、青少年体験事業、成人式の開催

青少年の自主性を伸ばし、協調性を育てるため各種事業（少年センター運営事業、青少年育成事業、青少年体験事業）を実施します。また、新成人の門出を祝うため成人式を開催します。

事業の分析	今後の方向性
少年センター運営事業においては、補導委員による街頭補導、各種相談業務、有害環境浄化活動を行った。青少年育成事業では、各青少年育成団体等と連携し、青少年の健全育成の助長を図り、また青少年体験事業においては、各種講座を開催し、体験活動を通して心たくましく、生きる力をもった青少年の育成を行った。 毎年1月に新成人を対象に成人式を開催した。	引き続き、地域社会の将来を担う、青少年の健全育成に努めるため、関係団体と連携し、各種事業の充実を図る。

基本方針3 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。

子どもたちが快適に学べる良好な学習環境を整えるために、学校施設・設備の改修、整備充実を行うとともに、良好な通学環境を整備し、安心して健やかに成長できる学校教育環境の整備充実を図ります。

また、少子化に伴う児童生徒減少を踏まえ、学校規模の適正化について検討を進めません。

基本施策1 学校施設の整備充実

【施策の方向】

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であることから、施設設備の改修を進め、快適な学校生活を支援していきます。

また、学校が地域の避難所として位置づけられていることも鑑み、施設のみならず、非構造部材の耐震化も実施し、安全で安心できる教育環境を早期に整備します。

学校・幼稚園の規模の適正化については、学校・幼稚園及び地域とのコンセンサスを図りながら検討を進めます。

○学校施設設備の改修

教育内容・方法の多様化等に適合させるため、トイレ環境を改善（和式便器を洋式便器）することにより、快適な学校生活を送るための改善を図る。

事業の分析	今後の方向性
便所洋式化工事をはじめとした施設設備の改修に取り組んできたことにより快適な学校生活を送れるよう計画どおり進めてきている。	引き続き、快適な学校生活を送るための便所洋式化工事をはじめとした施設設備の改修について年次計画により進めていく。

○学校の耐震化

地震等の災害が発生した際の避難所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る。また、児童生徒等を事故等から防ぐために必要となる工事を行うことにより、学校施設の改善を図る。

事業の分析	今後の方向性
年次計画に基づき耐震化工事を行い、校舎については全棟の耐震化が終了し、屋内運動場非構造部材についても計画どおり取り組んでおり、安全で安心できる教育環境の整備を進めてきている。	引き続き、防災機能強化事業において屋内運動場の非構造部材（吊り天井等）の落下防止対策等の耐震化工事を年次計画により進めていく。

基本施策2 教育環境の整備充実

【施策の方向】

経済的支援を要する保護者に対しては就学に必要な費用の一部を援助し、経済的理由により就学困難な児童生徒の解消を図ります。小中学校の新入学児童生徒全員に学用品や教材の一部を支給し、保護者の負担を軽減します。また、発達課題を抱える児童生徒の学びを大切にするために、介助員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。

さらに、教職員の事務の効率化による児童生徒と向き合う時間の確保や、児童生徒のコンピュータ操作能力及び情報活用能力育成のために、今後もICT（情報通信技術、※6）環境の整備を計画的に進めるとともに、適切な情報漏洩対策を講じます。

※6 ICT：単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重視した通信技術の総称。

○児童生徒の介助員の配置

障がいのある児童生徒及び特別な支援が必要な児童生徒の学習環境を保障する支援を行うために、学校のニーズに合わせて介助員を配置し、自立と社会参加の促進を図る。

事業の分析	今後の方向性
特別な支援が必要な児童生徒に対し、細やかな支援がなされ、授業に集中して取り組む児童生徒が増えた。学校のニーズも年々増加しているが、児童生徒への関わりがうまくできない方もいたので、介助員研修会を通して、支援の仕方について研修を図ってきた。	特別な支援が必要な児童生徒が年々増えている。介助員が必要な支援をすることによって適切な学級経営がなされ、学力向上も図られている。今後は、配置の基本的な方向性や介助員の支援の仕方や資質を向上させる研修のあり方について見直す。

○学校コンピュータ整備事業

各小・中学校に電子黒板を整備し、児童生徒の意欲的な学習の取り組みと確実な学習内容の定着、情報活用能力の育成を図る。

電子黒板を効果的に活用することで、教員の授業改善と指導力向上を図る。

事業の分析	今後の方向性
全校で小学校4、5、6年、中学校全学年の電子黒板の整備が完了し、児童生徒一人一人の学習への意欲的な取り組みや学習内容の定着、情報活用能力が高まった。 各学校において、教員が電子黒板を効果的に活用し、授業改善につながった。	文部科学省が示している整備目標に基づき、児童生徒が使用するためのタブレット端末の整備や教育効果を高める電子黒板の活用を推進していく。

基本施策3 通学環境の整備

【施策の方向】

法令の規定を超える通学距離を有する児童生徒等を支援するためにスクールバスや公共交通を活用し、定期券や通学費の支給により、通学時の安全と教育の機会均等を確保します。

高等学校通学費については、支給基準の検討を行い、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

○スクールバス運行事業

遠距離及び通学のため交通手段が不便な地域においてスクールバス等を運行し、通学時の安全及び教育の機会均等を確保する。

事業の分析	今後の方向性
必要な地域にスクールバス等を運行し、児童生徒の通学の便の確保に成果を上げており、通学時の安全及び教育の機会均等が確保された。	今後も、通学時の安全及び教育の機会均等を確保するため、地域の実情に応じたスクールバス等の運行を行う。

○遠距離通学費助成事業

通学距離が4 km以上の児童又は6 km以上の生徒に対し、定期券又は通学費を支給し、保護者の負担を軽減するとともに、通学時の安全及び教育の機会均等を確保する。

事業の分析	今後の方向性
遠距離通学児童生徒の保護者に対し通学費の助成を行うことで、保護者の負担が軽減され、通学時の安全及び教育の機会均等が確保された。	引き続き保護者の負担を軽減し、通学時の安全及び教育の機会均等を確保するため、継続して実施する。

○遠距離通学費助成事業

高等学校に遠距離通学する生徒をもつ保護者に通学費を支給し、経済的負担を軽減する。

事業の分析	今後の方向性
事業実施にあたっては、広報やウェブサイトによる周知だけではなく、中学3年生（4月に高校1年生になる生徒）に対し、卒業前に学校を通して事前に制度について周知することで制度の浸透を図った。利用者数は、制度改正後の平成29年度と比較すると増加している。	助成制度については継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。 また、広報や学校を通じた案内なども継続して行い、より一層の制度の浸透に努める。

基本方針4 生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。

生涯学習を実践する各種団体やサークル等が多くなり、活発に活動することで市民が生涯を通じて学び、生きがいを見つける機会が確保されています。

また、生涯学習と地域社会活動が連携することにより、地域の活動力が維持されています。

基本施策1 生涯学習活動の支援・事業開催

【施策の方向】

それぞれのライフステージをとおして誰もがいつでも自主的に学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させるとともに、関係団体の育成を図ります。

また、生涯学習活動の拠点である文化センター等においては、市民が優れた文化芸術に親しみ、ふれる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、豊かな心の醸成に努めます。

○各種学級、市民講座、市民大学セミナーの開催

生涯学習のために各種学級（家庭教育学級、女性学級、高齢者学級）、市民講座、市民大学セミナーを開設し学習の機会の提供を行う。

事業の分析	今後の方向性
市民大学セミナー及び市民講座では、多くの市民が学習意欲をもって参加できるよう関心を持つ内容の講座を開催した。また、各地域で開催する女性学級及び高齢者学級では多様なニーズにあった内容の学級を開催することができた。	引き続きそれぞれのライフステージをとおして誰もがいつでも自主的に学べる機会を提供することができるよう各講座において多様なニーズに応じた学習プログラムを提供する。

基本施策2 生涯学習・文化施設の整備

【施策の方向】

生涯学習施設は生涯学習や交流の場として、文化施設は市民が文化芸術に親しむ場所として位置づけ、両施設とも地域の多様なニーズに応え、気軽に利用できるよう、施設の有効活用及び計画的な改修を図り、利用者にとって快適で機能的な施設とします。

○生涯学習・文化施設機能向上事業

老朽化した生涯学習・文化施設の改修等を行い、施設を安全・安心、快適に利用していただく。

事業の分析	今後の方向性
年次計画で各施設の耐震化工事、空調設備更新及び照明設備更新等を行った。	引き続き施設を安全・安心、快適に利用していただくため、必要性を十分検討し、改修等を行っていく。

基本施策3 図書館利用環境の整備

【施策の方向】

図書館や公民館図書室が市民にとってより身近な施設となるよう住民のニーズを満たすための図書資料提供のほか、生活や心を豊かにするための講演会や講座等を開催し「来て、楽しい」魅力ある図書館を目指します。

地域への社会的教育機能としては、さらに参考図書の充実を図り、必要な資料を求め市民に対し、レファレンスサービス（※7）を通じた適切な資料や情報を提供するとともに、引き続き蔵書検索システムをPRしていきます。また、計画に基づき図書館や学校、家庭での読書環境の整備を行うほか、学校司書を中心として学校図書館と公立図書館との連携による読書活動推進を図ります。

※7 レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究を目的として情報や資料を必要としているとき、依頼に応じて図書館職員が情報等取得の援助をすること。

○子どもの読書計画の推進

平成28年度に策定した第2期子ども読書活動推進計画に基づき、図書館や学校、家庭での読書環境の整備と充実を図ることで、子どもたちに読書の楽しさや大切さを実感させ、読書習慣を身に付けてもらう。

事業の分析	今後の方向性
ブックステップ事業においては、読み聞かせや絵本の配布の際に図書館・図書室の利用案内や子ども読書活動のPRを行った。	引き続き図書館や図書室でのイベントを開催することで、多くの子どもたちに読書に親しむ機会を提供する。また、令和2年度のブックステップ事業では、3歳児及び4歳児に絵本の配付を行い、幼児期の親子に対する読書振興と図書館・図書室の利用促進を図っていく。

基本方針5 体育やスポーツ活動をととした生涯スポーツの振興を図ります。

子どもからお年寄りまで、多くの市民が定期的に自らの健康状態に合わせてスポーツを楽しむことにより、健康な心と身体を育み、元気な暮らしを推進します。

基本施策1 運動・体力づくりの環境整備

【施策の方向】

身近でスポーツに親しむことのできる運動施設の整備を進めるとともに、既存施設については老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に進めます。

○地域体育施設機能向上事業・屋内市民プール利活用事業

老朽化した地域体育施設の改修等を行い、施設を安全・安心、快適に利用していただき、また、開館後の屋内市民プールの管理運営について利用促進を図り、市民の体力向上と健康増進を図る。

事業の分析	今後の方向性
<p>年次計画で各施設のトイレ洋式化、体育館床修繕及び照明設備更新等を行った。また、屋内市民プールは施設の利便性の向上と利用者の安全確保に十分な能力を有するものを指定管理者として指定した。</p>	<p>引き続き施設を安全・安心、快適に利用していただき、市民の体力向上と健康増進を図るため、必要性を十分検討し、改修等を行っていく。また、屋内市民プールについては、施設運営に十分な能力を有するものへ指定管理を行う。</p>

基本施策2 スポーツ活動の推進

【施策の方向】

スポーツを始めるきっかけ作りとして、体操やウォーキングなど時と場所を選ばず手軽に実践でき習慣化しやすい運動を推進します。

また、スポーツ人口の底辺拡大を図るために総合型地域スポーツクラブの運営支援を行うとともに、スポーツの楽しさを実感し高い目標をもって成長できる選手の育成に努めます。

○総合型地域スポーツクラブ支援事業

市内の子どもから高齢者まで全市民を対象として、誰もが気楽により多くの市民に参加してもらうクラブ運営を目標としており、市民の健康づくりと生涯スポーツの振興を実現する。

事業の分析	今後の方向性
<p>各総合型スポーツクラブが自主的に市民ニーズに応じた活動プログラムを実施し、幅広い年代層の多くの市民が参加できる健康づくりと生涯スポーツを推進した。</p> <p>いずれのクラブも年々会員数が減少しており、特に20～40代の会員が非常に少ないことから、クラブ活性化のために、この年代の会員を確保するための工夫が必要である。</p>	<p>市内5クラブで創意工夫をしながら活動をすすめて市民に定着してきている。市民が身近にスポーツを楽しみ、生涯を通じて心身ともに健康に暮らせるようクラブを支援するとともに、自主運営に向けた事業運営を推進していくため、市体育施設管理のあり方とも兼ね合わせ施策を検討する。法人化についても、平成28年4月から「いわしろふれあいスポーツクラブ」が、同年11月から「にほんまつ城山クラブ」が一般社団法人となった。将来的には5ク</p>

	<p>ラブとも自主運営を基本に指導していく。</p> <p>市スポーツ推進委員との事業連携や市事業との共催など、有機的連携を図りながら市全体のスポーツ実施率の向上を図る。</p>
--	---

基本方針6 文化財の保護と活用に努め、伝統文化の継承を図ります。

長い歴史のなかで継承されている有形・無形の文化遺産が数多くありますが、開発や少子高齢化、過疎化等により失われつつあるものもあり、調査や活動助成等により保存・活用と保護・継承の推進を図ります。

基本施策1 文化財保護・継承

【施策の方向】

文化財は、長い歴史や風土の中で培われてきた貴重な財産であり、歴史と文化を伝える大切なものです。

一度破壊されたり継承が途絶えたりすれば元に戻すことが難しいことを認識し、これらの歴史的、文化的遺産を現代に活かし、後世に引き継いでいくことが重要です。

地域の発展に伴い開発が進む一方で、過疎化や少子高齢化が進行する等、文化財を取り巻く環境は厳しさを増していますが、文化財等の魅力を発信することが重視されており、文化財の保存・活用と保護・継承は今後ますます充実させる必要があることから、それらに対応した事業を進めていきます。

○埋蔵文化財発掘調査

二本松城跡は歴史と文化を継承する貴重な遺産であるため、発掘調査を進め資料を得ることにより、史実に基づく保存・活用を目指します。

事業の分析	今後の方向性
<p>直近の調査結果として、本丸南側中腹平場の土地利用状況の解明には至らなかったが、江戸時代に土砂崩れが起きていたことやそれ以前に土塁を伴う古い時代の生活面があることが明らかとなった。調査成果を一般に公開し市民の二本松城跡に対する理解と認識が高められた。</p>	<p>二本松城跡全体及び大手門跡を対象として、二本松城跡整備基本計画に基づき年次計画により調査を進める。</p>

○文化財保護団体等の育成、支援事業

地域伝統芸能の保存・継承に取り組む国県市指定無形民俗文化財の保存団体及び文化財の保存事業に取り組む管理者に対し助成し、保存・継承を図る。

事業の分析	今後の方向性
活動助成により貴重な文化財の保存・継承が図られた。しかし、少子高齢化による後継者不足で団体存続が危ぶまれている。	地域伝統芸能の保存・継承のためには、後継者の育成及び活動を賄う資金的問題の解決は非常に重要であるため、継続的に支援すると同時に団体の実態把握に努める。また、計画的に伝統継承のため、映像による記録保存を進める。

基本施策2 伝統文化事業の充実

【施策の方向】

戒石銘等の文化財の意義や先人たちの偉業を正しく人々に伝え顕彰するために、小中学校での地域理解の授業等とおして学習機会を提供するほか、各種コンクールや講演会等の顕彰事業を実施していきます。

○地域文化顕彰事業

地域に有する文化を後世に継承するための顕彰事業を行う。

事業の分析	今後の方向性
顕彰作文コンクールについては、ほぼ目標に沿った応募があり、郷土の有する財産を広く周知し、後世へ伝えるための顕彰事業を開催することができた。	事業内容について十分に検討しながら、費用対効果が得られるように工夫していく。

基本方針7 個性豊かな文化芸術の振興を図ります。

市民が文化芸術に気軽に触れ、すぐれた文化芸術に接する場であり、文化活動の発表の場でもある文化施設の活用強化に努め、市民の芸術文化向上を図ります。

基本施策1 文化施設の活用強化

【施策の方向】

文化施設は、市民が文化芸術に親しむ施設であり、すぐれた芸術に触れることはもちろん、自ら芸術活動を行う場所でもあります。施設を利用する多くの方々に満足してもらうため、多様化するニーズに対応した施設運営に取り組むとともに、市民がすぐれた

文化芸術に触れられるよう、文化鑑賞事業等の開催に努めます。

大山忠作美術館は、開館から節目となる年に合わせて特別企画展を企画・開催し、画伯のさらなる顕彰を図っていきます。

○文化鑑賞事業

市民の芸術文化活動の向上と発展に寄与するため、優れた文化・芸術鑑賞の機会を提供する事業を行う。

事業の分析	今後の方向性
市民に優れた音楽舞台の鑑賞機会を提供し、芸術資質向上に資することができた。	今後もさらに著名で良質なアーティストの出演ができるよう拡充も検討する。

基本施策2 文化団体の活動支援

【施策の方向】

文化団体の活動支援のための補助や、子どもたちを含む市民の文化活動へのきっかけとなるよう、文化公演事業や各種展覧会等の開催、小中学校へ文化団体を紹介する等、事業の実施や情報発信を進めていきます。

○文化団体育成事業

各地区の文化団体の活動及び事業を支援することにより、市内全体の文化活動の活性化及び振興を図る。

事業の分析	今後の方向性
文化団体の自主的な運営を支援するため、特色を生かした文化事業が展開できた。	文化団体の実態を把握し、事業内容について十分に検討しながら、充実した事業が開催できるよう工夫していく。

第3章 教育大綱

二本松市では、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「二本松市教育大綱」を策定しています。二本松市総合計画を基本とし、教育に取り組むための基本方針や施策の方向性を示すものです。

二本松市教育大綱

基本理念

「未来を創る、心豊かで、たくましい人間の育成」の実現に向け

- 創造性豊かで知性あふれる人間の育成
- 伝統と文化、心のふれあいを大切にする人間の育成
- 健康で生きがいもてる人間の育成

を目指して教育施策の展開を図る。

基本理念に基づき次の7つの基本方針を掲げ、それぞれの施策を総合的に推進します。

- 基本方針1** 夢や希望をもち心身ともに健やかな成長を図るための学校教育の充実を図ります。
- 基本方針2** 学校と家庭、地域が協働による連携を深め合い教育力の向上を図ります。
- 基本方針3** 教育環境の整備・充実と学びのセーフティネットを構築します。
- 基本方針4** いつでも、どこでも、だれでも自ら学び続ける生涯学習を推進します。
- 基本方針5** 様々なスポーツ活動を推進し生涯スポーツの振興を図ります。
- 基本方針6** 文化財の保護や活用、先人の顕彰等を通じて、二本松市全体及び各地域の伝統や歴史的背景を認識し、誇りの持てるよりよいふるさとの創造を図ります。
- 基本方針7** 市民の豊かな人生形成を支えるため、文化芸術の充実を図ります。

第4章 計画体系図

基本方針	基本施策	主な取組事項	
<p>1. 夢や希望をもち心身ともに健やかな成長を図るための学校教育の充実を図ります。</p>	<p>(1) 児童・生徒の確かな学力の向上</p>	<p>学力向上対策事業（小学校） 学力向上対策事業（中学校） 学び合う環境づくり推進事業 共に学ぶ環境づくりプラン事業 英語指導外国青年招致事業 外国語活動講師派遣事業 特別支援教育振興事業</p>	
	<p>(2) 児童・生徒の健やかな体の育成</p>	<p>元気な児童育成支援事業 学校給食と食育の推進 学校給食センター施設、設備改修等事業</p>	
	<p>(3) 児童・生徒の豊かな心の育成</p>	<p>道徳教育の充実 読書活動推進事業（学校図書館支援事業） 研修図書等充実</p>	
	<p>(4) 特色ある教育の推進</p>	<p>プログラミング教育の推進 キャリア教育の推進 生徒指導充実事業 市民の翼海外派遣事業（中学生）</p>	
	<p>2. 学校と家庭、地域が協働による連携を深め合い教育力の向上を図ります。</p>	<p>(1) 自ら問題を解決する体験学習の推進</p>	<p>総合的な学習の時間充実対策事業 特別活動充実事業</p>
		<p>(2) 教育相談活動の充実</p>	<p>教育相談推進事業 生活相談員活用事業 教育支援センター管理運営</p>
		<p>(3) 学校と家庭、地域の連携による教育</p>	<p>放課後子ども教室推進事業 幼保・小連携教育の推進 読書振興事業（子ども読書活動、ブックステップ事業）</p>
		<p>(4) 青少年の健全育成</p>	<p>社会教育推進事業（公德心高揚運動推進） 青少年体験事業 青少年育成事業 少年センター運営事業</p>
		<p>(5) 働きながら子育てできる環境の整備</p>	<p>学童保育の充実（学童保育事業） ブックスタート事業</p>

基本方針	基本施策	主な取組事項
<p>3. 教育環境の整備・充実と学びのセーフティネットを構築します。</p>	<p>(1) 新しい時代の教育に向けた教育環境の整備</p>	<p>小・中学校 ICT 環境整備事業 GIGA スクール整備事業 校務支援システム整備事業</p>
	<p>(2) 安全・安心で質の高い教育環境の整備</p>	<p>小・中学校改修整備 小・中学校の耐震化 小・中学校の適正規模・適正配置 公立幼稚園の適正配置</p>
	<p>(3) 学校安全の推進</p>	<p>学校安全計画の整備 危険等発生時対処要領の整備 学校安全研修の開催 安全教育の推進</p>
	<p>(4) 家庭の経済状況や地理的条件への対応</p>	<p>就学援助事業(新入学用品援助・保護児童等援助・その他) 保護者の負担軽減 ・教材等整備事業 ・各種大会出場等経費補助 スクールバス運行事業 遠距離通学費支給事業 認定こども園、幼稚園保育料の助成事業 高等学校通学費助成事業</p>
	<p>(5) 多様なニーズに対応した教育機会の提供</p>	<p>(福島県) 特別支援学校整備事業 介助員配置事業 (再掲)</p>
<p>4. いつでも、どこでも、だれでも自ら学び続ける生涯学習を推進します。</p>	<p>(1) 生涯学習活動の支援・事業開催</p>	<p>生涯学習プログラムの充実(家庭教育学級・女性学級・高齢者学級事業、市民講座、市民大学セミナー等) 文化センター等自主事業公演</p>
	<p>(2) 生涯学習施設の整備</p>	<p>社会教育施設管理・運営 ・公民館、図書館、文化センター等改修事業</p>
	<p>(3) 図書館利用環境の整備</p>	<p>図書館の充実と蔵書検索システムの活用 「子ども読書活動推進計画」の推進</p>

基本方針	基本施策	主な取組事項
<p>5. 様々なスポーツ活動を推進し生涯スポーツの振興を図ります。</p>	<p>(1) 運動・体力づくりの環境整備</p> <p>(2) スポーツ活動の推進</p>	<p>社会体育施設等の管理・運営 ・城山運動施設区、地域体育館、地域グラウンド等改修事業</p> <p>屋内市民プール管理事業</p> <p>芝生広場の整備・活用</p> <p>パークゴルフ場整備の検討</p> <p>スポーツ力向上事業</p> <p>総合型地域スポーツクラブの活動支援</p> <p>体育団体育成事業</p> <p>スポーツ推進委員会の活動支援</p>
<p>6. 文化財の保護や活用、先人の顕彰等を通じて、二本松市全体及び各地域の伝統や歴史的背景を認識し、誇りの持てるよりよいふるさとの創造を図ります。</p>	<p>(1) 地域文化財保護・継承</p> <p>(2) 伝統文化の学習及び顕彰</p>	<p>埋蔵文化財発掘調査</p> <p>二本松城跡調査事業</p> <p>二本松城跡資料調査・収集</p> <p>無形民俗文化財記録保存事業</p> <p>地域文化顕彰事業 ・朝河貫一顕彰講演会 ・戒石銘作文コンクール ・先人顕彰団体の活動支援</p> <p>歴史文化体験事業（文化観光施設）</p>
<p>7. 市民の豊かな人生形成を支えるため、文化芸術の充実を図ります。</p>	<p>(1) 文化施設の活用強化</p> <p>(2) 文化施設の整備</p> <p>(3) 芸術振興事業の実施</p> <p>(4) 文化団体の活動支援</p>	<p>各施設間の共同事業展開</p> <p>学校・地域との連携による活用促進</p> <p>文化施設管理・運営 ・大山忠作美術館管理</p> <p>コンサートホール改修事業</p> <p>絵画コンクール事業 ・智恵子紙絵コンクール ・大山賞絵画コンクール</p> <p>芸術鑑賞事業 ・コンサート等の実施（コンサートホール、市民会館）</p> <p>文化団体の活動支援・文化団体の育成</p>

第5章 基本方針と基本施策

基本方針 1

夢や希望をもち心身ともに健やかな成長を図るための学校教育の充実を図ります。

子どもたちが友達とともに考え、課題を解決する豊かな学びの保障と個に応じたきめ細やかな支援を充実し、確かな学力の定着を図ります。また、子どもの発達段階に応じた豊かな心と健やかな体を育むとともに、学校の地域性や独自性を活かした特色ある教育活動の推進と外国語学習の充実により、郷土を愛し国際性を身につけた子どもを育成します。

目指す姿

- ▶ 学校では、子どもたちが豊かな学びの体験を通して、心身ともに健やかでたくましく、郷土を愛する市民として成長できるように教育が推進されています。
- ▶ 学校と家庭、地域が連携・協力し、思いやりと責任をもって子どもたちを見守っています。



基本施策(1) 児童・生徒の確かな学力の向上

現状と課題

学校教育については、学力向上対策や非常勤講師の配置、外国語活動などを進めたことにより、各学校の実態に応じた各施策の活用がなされました。児童生徒が自分の学びを深め、確かな学力の定着を図りながら、また、楽しく学校生活を送りながら学ぶことへの楽しさを味わう授業への転換を模索する学校が多く見られました。ただ、各学校において学力の男女間の格差や学校間の格差も見られました。



学力向上非常勤講師とのTT（数学）

施策の方向

非常勤講師を配置したティーム・ティーチングや外国人英語指導助手の配置などによる学習指導の強化、教員の指導力向上や学校図書館機能の充実など、次代を担う子どもたちに豊かな学びを提供します。

主な取組事項

事業名	事業内容
●学力向上対策事業(小学校)	任期付短時間勤務指導主事と学力向上非常勤講師を配置し、学習指導の強化を図る。また、小学2・4・6年生に知能検査を、小学1～6年生を対象に学力検査を実施し、一人ひとりの実態を把握して効果的な指導に役立てる。
●学力向上対策事業(中学校)	学力向上非常勤講師を中学校全7校に配置し、ティーム・ティーチングによる学習指導を実施。中学1・3年生を対象に知能検査を、中学1・2年生を対象に学力検査を実施し、一人ひとりの実態を把握して効果的な指導に役立てる。
●学び合う環境づくり推進事業	学力向上や生徒指導など各学校の課題解決のために、校内研修を充実させるための講師招聘と、管理職の学校経営マネジメント力向上のための研修の機会を確保する。
●共に学ぶ環境づくりプラン事業(介助員配置事業)	障がいのある児童を支援するため、介助員を配置する。
●英語指導外国青年招致事業	中学校における英語指導と国際化推進を図るため、外国語指導助手を招致する。
●外国語活動講師派遣事業	小学校における外国語活動について、外国人講師を派遣し、活動の充実を図る。
●特別支援教育振興事業	子どもの自立に向けて、一人ひとりのニーズに応じた教育の推進を図る。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
全国学力・学習状況調査における2019を基本とした各教科の正答率の比較	—	小学校6年 +1ポイント 中学校3年 +1ポイント	小学校6年 +2ポイント 中学校3年 +2ポイント

基本施策(2) 児童・生徒の健やかな体の育成

現状と課題

児童生徒の体力向上を図るために、地域にあるスキー場を利用してスキー教室を行っています。また、食育については、パンフレットの作成や栄養士による食育授業の実施



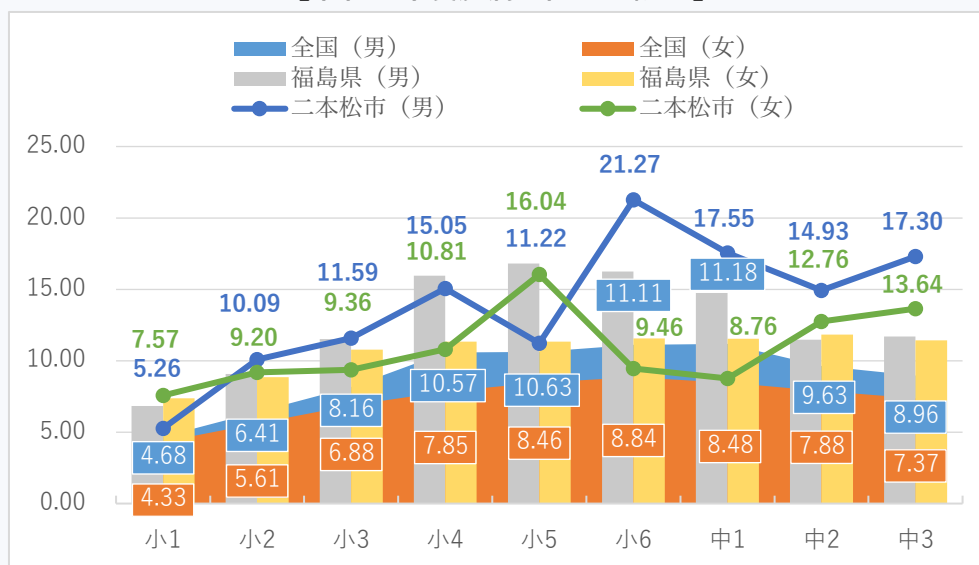
校内体育大会を通じた体力の向上

などに積極的に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業期間中は朝食摂取率の低下や孤食の増加傾向が見られました。各種取り組みについては、一過性のもので終わらせるのではなく、しっかりと根付かせるような工夫も必要となっています。

さらに、本市の児童生徒の肥満度の割合は、全ての学年で全国平均を上回っており、肥満対策への取り組みも必要となっています。

●関連データ

【令和元年度肥満に関する調査】



出典：全 国：学校保健統計調査報告書
 福島県・二本松市：児童生徒の肥満に関する結果報告
 ※注：福島県（棒グラフ）のデータラベルは省略

施策の方向

子どもの発達段階に応じた体力向上の機会を提供するとともに、自ら進んで運動する習慣づくりに向けた取り組みやスポーツの底辺拡大を推進し、健やかな体の育成に努めます。

学校給食については、未来を担う子どもたちが生涯を通じて健康で生活するため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう「生きた教材」として活用し、食材・調理・献立のバランス、食が成長に及ぼす影響、家庭における食生活や生涯を通じた望ましい食生活など意識の醸成を図るための「食育」を推進していきます。

また、地域の伝統や文化を継承・発展させるため、郷土食や行事食など地域の食文化についても積極的に取り入れるとともに地場産物の活用を図りながら、郷土を愛するところや感謝のこころを育む取り組みについても推進します。



おやつのとおり方について学ぶ食育の授業

主な取組事項

事業名	事業内容
●元気な児童育成支援事業	小学4・5・6年生、中学1年生を対象に市内スキー場において、スキー教室を実施し、スキーに親しみ、冬季の体力づくりと自然に親しむ体験を行う。
●学校給食と食育の推進	子どもたちが生涯を通じて健康な生活を送ることができるように、学校給食と食育活動を通して望ましい食習慣の形成を図る。また、郷土に関心を寄せる心を育むため地域食文化の継承や地場産物の活用を進める。
●学校給食センター施設、設備改修等事業	安定的な学校給食を提供するため、給食施設の改修、設備修繕等を行う。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における各種目の全国値との比較	4割の種目で全国平均を上回る	8割の種目で全国平均を上回る	全ての種目で全国平均を上回る
肥満度の割合	全ての学年で平均値以上	半分の学年で平均値以下	全ての学年で平均値以下
朝食摂取率	97.9%	98.5%	99.0%
誰かと食事（2回）	78.2%	81.5%	85.0%
地場産物の活用	29.8%	40.0%	50.0%

基本施策(3) 児童・生徒の豊かな心の育成

現状と課題



家庭・地域と連携した道德教育の実践

全小中学校の管理職や道德教育推進教師等を対象とした、道德の授業や学校教育全体にわたる道德教育についての研修会を実施しました。各学校では、子どもが豊かな心を育むために、人権教育や道德教育が充実するように取り組みました。また、学校図書館司書を配置した読書活動の推進や教師用研修図書を活用により「わかる・できる」授業の充実に努めました。

施策の方向

子どもたちが社会的規範や思いやりの心、読書による豊かな心を身につけることができるように、学校・家庭・地域が連携した心を育む教育を推進します。

また、学校教育全体をとおして道德教育を推進するとともに、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど道德の授業の充実や一人ひとりの子どもが「わかる・できる」授業のための教師の授業力向上を推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
●道德教育の充実	道德科の授業を充実させるため、指導體制及び指導方法・内容の教員研修会を開催する。
●読書活動推進事業（学校図書館支援事業）	学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動を推進する。
●研修図書等充実	教師用教科書・指導書購入のための費用と、教職員研究図書代を配当し、各校の「わかる・できる」授業のために教材研究の充実を図る。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
児童生徒1人当たりの1カ月平均読書冊数	小学校5年 7.9冊	小学校5年 9.0冊	小学校5年 10.0冊
	中学校2年 3.5冊	中学校2年 4.0冊	中学校2年 5.0冊

基本施策(4) 特色ある教育の推進

現状と課題

社会の変化に伴い、これから求められる資質・能力の育成に向けて、各学校や地域の特色を活かした様々な体験活動、プログラミング教育、キャリア教育、性教育、外国語教育等を推進してきました。

変化の激しい予測困難な時代にあって、子どもたちがこれからの持続可能な社会の創り手となり社会を生き抜いていくために、将来を見据えたさらなる特色ある教育の充実が必要です。



外国人英語講師との授業

施策の方向

各学校や地域の特色を活かしながら、プログラミング教育やキャリア教育、外国語教育、性教育等の充実を図り、これからの社会を生きる上で必要な資質・能力を育みます。様々な変化に主体的にかかわる力、課題解決に向けた柔軟な思考や粘り強さ、先見性を持ち自ら知識・技能を獲得する力、状況に応じ必要なものを活用する力、他者と協働しながら解決していく力を持った人材の育成を目指します。また、海外派遣による国際理解の促進を図るなど、広い視野を持った人材を育成します。

主な取組事項

事業名	事業内容
●プログラミング教育の推進	コンピュータを使ってプログラミングを体験しながら、プログラムの思考を育成する。
●キャリア教育の推進	子どもの未来への夢や希望の実現に向けて、自立を図り、社会性を育てる教育の推進を図る。
●生徒指導充実事業	生徒指導の充実および性教育の推進を図る。
●英語指導外国青年招致事業 (1-1再掲)	中学校における英語指導と国際化推進を図るため、外国語指導助手を招致する。
●外国語活動講師派遣事業 (1-1再掲)	小学校における外国語活動について、外国人講師を派遣し、活動の充実を図る。
●市民の翼海外派遣事業 (中学生)	中学2年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。

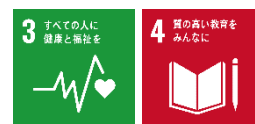
基本方針2

学校と家庭、地域が協働による連携を深め合い教育力の向上を図ります。

学校と家庭、地域が積極的に連携し、互いに協力しながら子どもたちが自ら課題を解決する体験学習や様々な交流活動を推進し、たくましさや思いやりの心、社会性を育成します。

目指す姿

- ▶ 学校では、子どもたちが豊かな学びの体験を通して、心身ともに健やかでたくましく、郷土を愛する市民として成長できるように教育が推進されています。
- ▶ 学校と家庭、地域が連携・協力し、思いやりと責任をもって子どもたちを見守っています。



基本施策(1) 自ら問題を解決する体験学習の推進

現状と課題



伝統の紙漉き体験による卒業証書の作成

学校と地域が連携協力し、それぞれの役割の中で、様々な交流の機会をつくり、学習機会の確保に努め、子どもの社会性や郷土を愛する心を育んできました。

各学校では、豊かな自然環境や歴史文化など豊富な学習資源を生かした取り組みを推進し、その特性を発揮していくことが重要となっています。

施策の方向

地域性や独自性を生かした特色ある教育を通じて、個性・創造性を育むとともに、学校や家庭、地域がそれぞれの役割の中で、食育や郷土教育、道徳教育の機会をつくり、子どもの社会性や思いやりの心を育む教育を推進します。

また、地域の教育活動の担い手となる青少年育成団体等に対し支援を行い、地域ぐるみで青少年の心身が健やかに成長するよう努めます。

さらに、「地域でどのような子どもたちを育てるのか」という目標を地域住民と共有

し、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりを推進するためコミュニティスクール推進事業（二本松型コミュニティスクール）に取り組んでいきます。

主な取組事項

事業名	事業内容
●総合的な学習の時間充実対策事業	総合的な学習の時間等における活動を充実し、特色ある学校づくりを推進する。また、副読本を活用して二本松の産業や歴史・人物について理解を深め、郷土愛を育む。
●特別活動充実事業	特別活動の時間等における特色ある学校づくりや子どもたちの体験活動の充実を推進する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
地域と連携した郷土教育を教育課程に位置付け実践している学校の割合	小学校62.5% 中学校57.1%	小学校70.0% 中学校70.0%	小学校100.0% 中学校100.0%

基本施策(2) 教育相談活動の充実

現状と課題

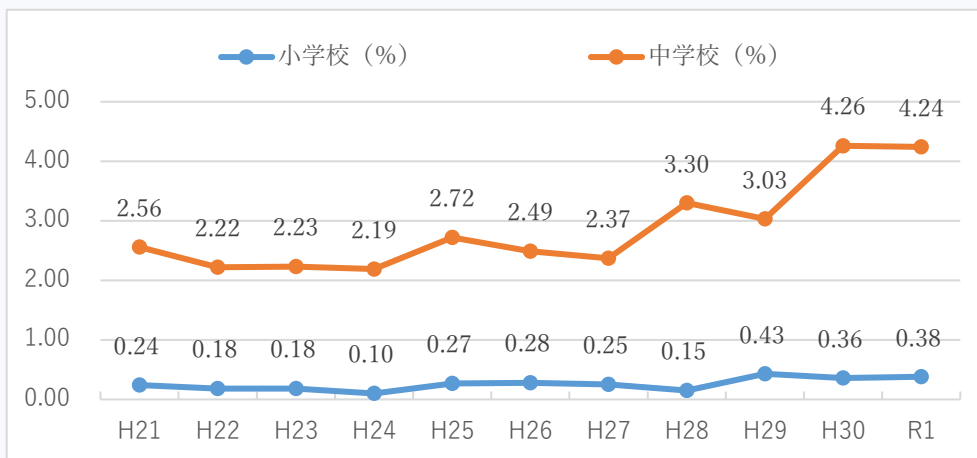
学校や家庭と連携し、不登校や配慮を要する子どもたちに対するカウンセリングや家庭訪問などの支援を行っていますが、不登校の児童・生徒の増加により、施設やサポートする人材の不足が課題となっています。今後も人材の確保や施設の充実を図り、家庭や地域と連携した教育を推進するための取り組みを充実していく必要があります。



教育支援センターでの個別相談

●関連データ

【不登校の発生率】



出典：「平成21年度～令和元年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」（福島県統計課編）、
「学校教育課資料」（二本松市）／各年5月1日現在

施策の方向

不登校など特別な支援を要する子どもたちについては、保育所、幼稚園、小中学校や関係機関との連携を強化するとともに、広域連携による支援や支援施設の拡充など、教育相談活動のさらなる充実を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
●教育相談推進事業	学校生活の意欲や満足度を測る検査や教育相談員等の研修を行う。
●生活相談員活用事業	児童・生徒の心身の安定と不登校の解消等に向けて、必要な学校に生活相談員を配置する。
●教育支援センター管理運営	教育支援センターにおいて、学校・家庭や関係機関と緊密に連携しながら、不登校生徒の通所支援や特別に支援を要する児童・生徒の保護者との教育相談を実施する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
不登校の発生率	小学校0.38%	小学校0.30%	小学校0.15%
	中学校4.24%	中学校3.50%	中学校3.00%

基本施策(3) 学校と家庭、地域の連携による教育

現状と課題

放課後子ども教室による子どもたちの居場所づくりや青少年の交流・体験活動、ボランティアによる読み聞かせをはじめとした本と親しむ機会の提供など、学校、家庭とともに地域で子どもたちを育む取り組みを実施しています。人材確保の充実を図り、家庭や地域と連携した教育を推進するための取り組みを充実する必要があります。



読書ボランティアによる読み聞かせ

施策の方向

放課後や休日に子どもが安全な環境の中で、学びや遊びを体験できる場の充実に努めるとともに、子ども読書活動の推進を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
●放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちが地域住民やボランティアと交流（地域連携）し、スポーツおよび文化活動を実施する。
●幼保・小連携教育の推進	幼児教育・小学校教育双方の教育や子どもの育ちや学びについて理解を深め、円滑な接続の推進に努め、教育・保育の充実を図る。
●読書振興事業（子ども読書活動、ブックステップ事業）	未就学児に、本に触れる機会を提供することで、就学時からの読解力向上につなげる。また、ボランティアによる読み聞かせを行うことで本に親しむ機会を提供する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
放課後子ども教室数	5教室	6教室	6教室
児童生徒1人当たりの1カ月平均読書冊数（1-3再掲）	小学校5年 7.9冊	小学校5年 9.0冊	小学校5年 10.0冊
	中学校2年 3.5冊	中学校2年 4.0冊	中学校2年 5.0冊

基本施策(4) 青少年の健全育成

現状と課題

青少年をとりまく取り巻く生活環境は大きく変化しており、情報化社会の進展に伴う地域コミュニティの希薄化やコミュニケーション能力の低下など、青少年の健全育成にとってきわめて憂慮すべき状況が続いています。

そのような中で、大人が青少年の心情を理解し、積極的に青少年へ働きかけを行い、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう学校、家庭とともに地域で子どもたちを育む取り組みをさらに充実していく必要があります。

施策の方向

学校、家庭及び地域が連携し、世代間の交流ふれあい等による教育活動を推進します。また、活動の担い手となる青少年育成団体等に対し支援を行い、地域ぐるみで青少年の心身が健やかに成長するよう努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
●社会教育推進事業(公德心高揚運動推進)	公德心高揚運動の推進を図る。
●青少年体験事業	小学生にさまざまな体験活動プログラムを提供し、子どもたちの特技や特性を見出し、伸びやかな心をもった青少年の育成を図る。
●青少年育成事業	青少年育成市民会議、ボーイスカウトおよびガールスカウトへ補助金を交付し、青少年育成団体との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進する。
●少年センター運営事業	補導委員による街頭補導、各種相談活動および有害環境浄化活動を行う。



公德心高揚運動推進「都市公園清掃」

基本施策(5) 働きながら子育てできる環境の整備

現状と課題

近年推進されている女性の活躍や社会進出を支援するため、働きながら子育てできる環境の整備は重要であり、多様化する保育ニーズに対応すべく、さまざまな保育サービスの充実を図っていますが、未就学児のみならず学童保育のニーズも拡大しており、受け入れ態勢の整備充実を図るとともに子育て家庭を地域全体で支援し、市民協働による子育て支援を推進することが求められています。



にほんまつ北児童クラブの様子

施策の方向

保育ニーズの拡大や働き方の多様化に応じた保育サービスの充実を図るとともに、子どもが安全に過ごすことのできる場を確保するため、学童保育所（放課後児童クラブ）の充実に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
●学童保育事業	昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後の適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。
●ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つことができる子育てのきっかけづくりを行う。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
児童生徒1人当たりの1カ月平均読書冊数（1-3再掲）	小学校5年 7.9冊	小学校5年 9.0冊	小学校5年 10.0冊
	中学校2年 3.5冊	中学校2年 4.0冊	中学校2年 5.0冊

基本方針3

教育環境の整備・充実と学びのセーフティネットを構築します。

情報社会が進む中、新しい時代の教育として情報活用能力の育成などに対応するための教育環境を整備するとともに、教職員の業務負担軽減による教育の質の向上へ向けた取り組みを推進します。

また、子どもたちが快適に学べる教育環境を整えるため、学校施設の長寿命化や設備の改修等を行うとともに、少子化を踏まえた学校規模の適正化や公立幼稚園の適正配置を進めていきます。さらに、家庭の経済状況や地理的条件、特別に支援を要する子どもたちへの対応についての取り組みを推進します。

目指す姿

- ▶ 子どもたちは、タブレット端末を使いこなす力だけでなく、他者と協働し人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力が育まれています。
- ▶ すべての子どもたちが良好な教育環境のもと、多様な考えに触れ切磋琢磨しながら笑顔あふれる学校生活を送っています。



基本施策(1) 新しい時代の教育に向けた教育環境の整備

現状と課題



電子黒板を活用した授業

各小・中学校については、電子黒板やパソコンなどの情報機器の整備について取り組んできました。今後は、より高度化する情報化社会に対応すべく、タブレット端末の充実を図るなどICT（情報通信技術）環境の整備が求められています。

施策の方向

学校におけるICT環境整備のさらなる推進に努め、子どもたちの意欲的な学習の取組と確実な学習内容の定着、情報活用能力の育成を図ります。

また、ICTを効果的に活用することで、教員の授業改善と指導力向上を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
●小・中学校ICT環境整備事業	小・中学校に、電子黒板の整備を行いデジタル教科書の活用促進を図る。
●GIGAスクール整備事業	「児童生徒1人1台端末整備を前提とした高速大容量の通信ネットワーク」を整備することで、小中学校児童・生徒に個別最適化された学びを持続的に提供する。
●校務支援システム整備事業	校務支援システムを導入し、教員の指導力向上及び教育の資質向上を図る。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
授業にICTを活用して指導できる教員	69%	83%	95%

※参照：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

基本施策(2) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

現状と課題

学校施設の整備については、これまで学校施設の耐震化、便所洋式化、屋内運動場床修繕、空調設備の設置など施設全般にわたり取り組んできました。

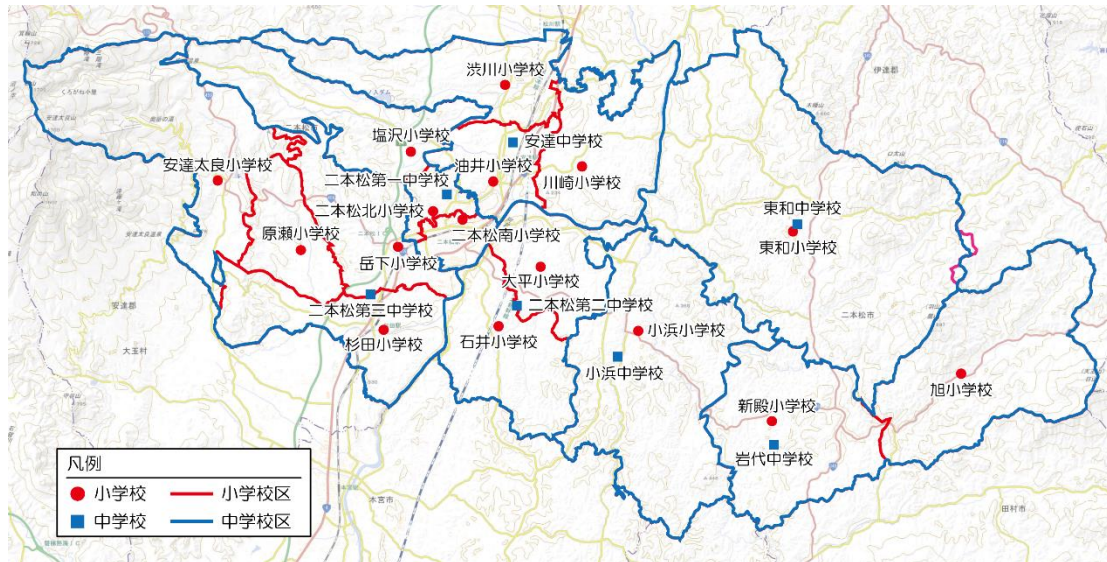
しかし、本市の学校施設は昭和45年～昭和54年（1970年代）に建設された建物が多く、経年による建物自体の老朽化や設備の不具合等の問題を抱えています。これらを是正していくため、学校施設の全体を把握し、建物を良好な状態で長期に亘って使い続ける長寿命化の考えのもと総合的な観点での整備・管理運営の適正化が求められています。



昭和51・52年に建築された二本松南小学校

また、子育て世代を取り巻く社会情勢の変化に伴い、第2章に記載のとおり少子化が進んでおり、学校では複式学級としている6学級未満の過小規模校があることや、公立の幼稚園児では休園や集団保育に課題を抱えており、早急な対応が求められています。

●本市小・中学校の配置



施策の方向

子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や令和2年3月に策定した「二本松市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行うとともに、子どもたちの減少を踏まえた学校規模の適正化や公立幼稚園の適正配置について、学校・幼稚園及び地域とのコンセンサスを図りながら検討を進めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
●小・中学校改修整備	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、学校施設の構造体における老朽対策を行い、長寿命化を図る。
●小・中学校の耐震化	屋内運動場における特定（吊り）天井並びに非構造部材の落下防止対策を図る。
●小・中学校の適正規模・適正配置	少子化に伴う児童・生徒数の減少に対応するため、小中学校の適正規模および適正配置について検討する。
●公立幼稚園の適正配置	入園児の少ない幼稚園の適正配置や認定こども園への移行を検討する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
長寿命化改修又は大規模改造に着手した学校数	0	2	3
適正規模・適正配置に基づき具体的な再配置の検討を始めた学校数（23校中）	0	5	7

基本施策(3) 学校安全の推進

現状と課題



引き渡し訓練

学校管理下における事故は、全国的に見ると増加傾向にあり、多様な自然災害や交通事故、不審者事案など、児童生徒を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。学校における児童生徒の安全教育を充実させるとともに、地域や家庭と連携した安全体制を確立することが「学校安全の推進」の要件と捉えています。

施策の方向

学校は、児童生徒が安全・安心に生活できる環境を担保する義務を負っています。日常的な施設設備の管理はもとより、児童生徒が生涯にわたって、ともに助け合い自らの安全を確保するための基礎的な素養を育成することを重視した教育活動を行っていきます。

主な取組事項

事業名	事業内容
●学校安全計画の整備	学校保健安全法に基づき、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するとともに、順次評価し改善を図る。
●危険等発生時対処要領の整備	自然災害や不審者侵入など、多様な危機を想定し、各校の実態と児童生徒の発達段階に応じた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を整備する。
●学校安全研修の開催	管理職及び学校安全の指導的な役割を担う教職員の研修を行い、全ての学校の教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。

●安全教育の推進	各教科、特別活動、総合的な学習の時間などで事故やけが、自然災害、応急手当などについて指導し、児童生徒が自ら率先して身を守る方法と態度を身に付ける。
----------	---

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
障がいをもたらす学校事故、死亡事故の絶無	0	0	0

基本施策(4) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

現状と課題

正社員の減少、派遣労働者やパート労働者の増加が進む中、子どもの貧困率が問題となっています。また、広域な学区から通学している児童生徒がおり、実態に応じた支援が必要となっています。

施策の方向

経済的な理由により小中学校への就学が困難なご家庭に対し、児童生徒が安心して勉強できるよう、市が学用品費や給食費などの経費を援助します。また、すべての家庭に新入学用品を一部支給したり、教材費を補助したりすることで父母負担の軽減を図ります。

さらに、子どもたちの通学時の安全を確保するため、関係機関（二本松警察署、道路管理者（国、県、市））と合同で、通学路の安全点検・安全対策現地調査を行い、良好な通学環境を整備するとともに、スクールバス運行による通学支援を行います。



バス通学の様子

主な取組事項

事業名	事業内容
●就学援助事業(新入学用品援助・保護児童等援助・その他)	教育の機会均等、義務教育の円滑な実施を図るため、必要な援助を行う。
●保護者の負担軽減 ・教材等整備事業 ・各種大会出場等経費補助	保護者の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の教材等の費用の支援をする。

● スクールバス運行事業	公共交通を利用できない遠距離通学の児童・生徒を支援するため、スクールバス等を運行し、通学時の安全および教育の機会均等を確保する。
● 遠距離通学費支給事業	保護者の負担を軽減するとともに、通学時の安全および教育の機会均等を確保するため、定期券または通学費の支給を行う。
● 認定こども園、幼稚園保育料の助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園等の対象施設が保育料、副食費を減額した場合に減額分を補助する。
● 高等学校通学費助成事業	高等学校に遠距離通学する生徒をもつ保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の支給を行う。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
子育て環境や支援に対する満足度	76.4%	78.0%	80.0%

基本施策(5) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

現状と課題

配慮を要する子どもたちの支援体制としては、スクールソーシャルワーカーや介助員を配置していますが、各学校からの介助員ニーズが高まっていることから、更なる支援体制の強化が必要です。

施策の方向

特別支援教育の充実や各学校のニーズに応じた介助員の配置を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
● (福島県) 特別支援学校整備事業	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、建設予定地における敷地造成等を行う。
● 介助員配置事業 (1-1再掲)	障がいのある児童を支援するため、介助員を配置する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
介助員の充足率 (配置数/学校の要望数)	0.8	0.9	1.0

基本方針4

いつでも、どこでも、だれでも自ら学び続ける生涯学習を推進します。

一人ひとりが個人として自立し、健康で充実した人生を実現するため、ライフステージやライフスタイルに応じて、誰もが生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で、多様で自主的な生涯学習を推進するための環境整備を図ります。また、学習の成果を自らの生きがいや社会貢献に適切に活かすことができるよう、生涯学習の仕組みづくりを推進します。

目指す姿

- ▶ 生涯学習を実践する各種団体やサークル等が活発に活動することで、市民が生涯を通して学び、生きがいを見つける機会が確保されています。
- ▶ 生涯学習と地域社会活動が連携することにより、地域の活力が維持されています。



基本施策(1) 生涯学習活動の支援・事業開催

現状と課題

本市では、市民講座や市民大学セミナーなど各種講座を開催し、学習の機会の場を提供するとともに、図書ボランティアなどの活動を支援しています。特に若い世代に向けた講座の開催にあたっては、SNS等を用いて周知・募集を行っていますが、市民の余暇の過ごし方やライフスタイルの多様化などを背景に、受講者数が減少傾向にあり、また既存講座についても受講者の固定化がみられます。

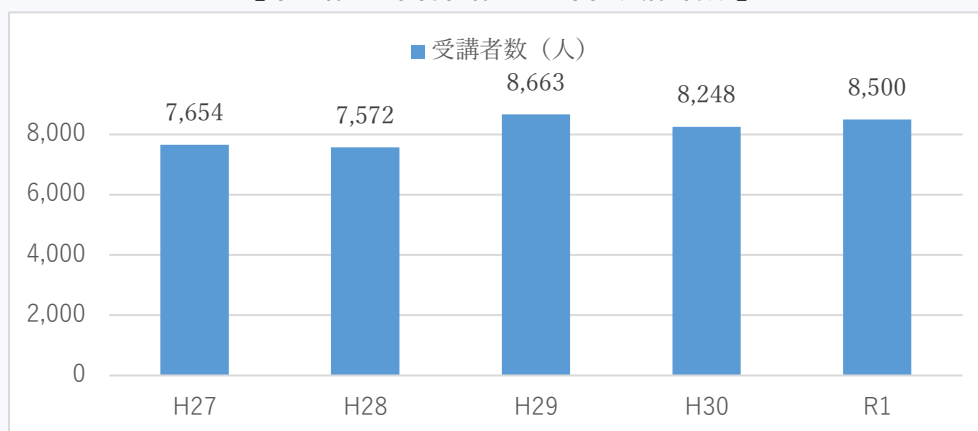


市民大学セミナー

市民が主体的に学び続けることは生きがいにつながる重要な取り組みです。学習した成果が地域活動等に生かされることにより、市民文化の振興や地域の活力維持、地域づくりの基盤である人づくりにつながることを期待できるため、市民の学びへの一層の支援が必要です。

●関連データ

【市民講座等各種講座の年間受講者数】



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

施策の方向

それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させるとともに、関係団体の育成を図るなど市民の自主的な学習活動を支援します。

主な取組事項

事業名	事業内容
●生涯学習プログラムの充実(家庭教育学級・女性学級・高齢者学級事業、市民講座、市民大学セミナー等)	公民館において、それぞれのライフステージを通して誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させた学級および講座等を開催する。
●文化センター等自主事業公演	市民の教養や感性を深め、豊かな心の醸成を図るとともに、センターの利用促進のため自主事業公演を行う。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
市民講座・学級等の年間開催回数	283回	290回	300回

基本施策(2) 生涯学習施設の整備

現状と課題

生涯学習施設の拠点である公民館については、施設の老朽化に対応し、改修等を行ってきました。市民がいつでも安全・安心・快適に学ぶことができるよう、今後は老朽化



二本松市民会館

が進む文化センターや二本松図書館なども含めた、社会教育施設の安全・安心の確保や生涯学び続けることのできる環境の整備・充実が必要です。

施策の方向

生涯学習や文化活動の拠点となっている各施設、公民館等については、設備改修等により、利用者にとって快適で機能的な施設とするとともに気軽に利用できる学習の場として活用を図ります。

また、地域公民館を生涯学習や交流の場として位置付け、地域の多様なニーズに応えることができるよう、施設の有効活用および計画的な改修を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
●社会教育施設管理・運営 ・公民館、図書館、文化センター 一等改修事業	市内の文化センター、公民館等について、管理・運営を行い、利便性の向上を図る。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
文化センター等年間利用者数	66,462人	67,000人	68,000人

基本施策(3) 図書館利用環境の整備

現状と課題

図書館では蔵書検索ネットワークシステムの導入など情報拠点としての利便性向上に努めており、利用者は増加傾向にあります。

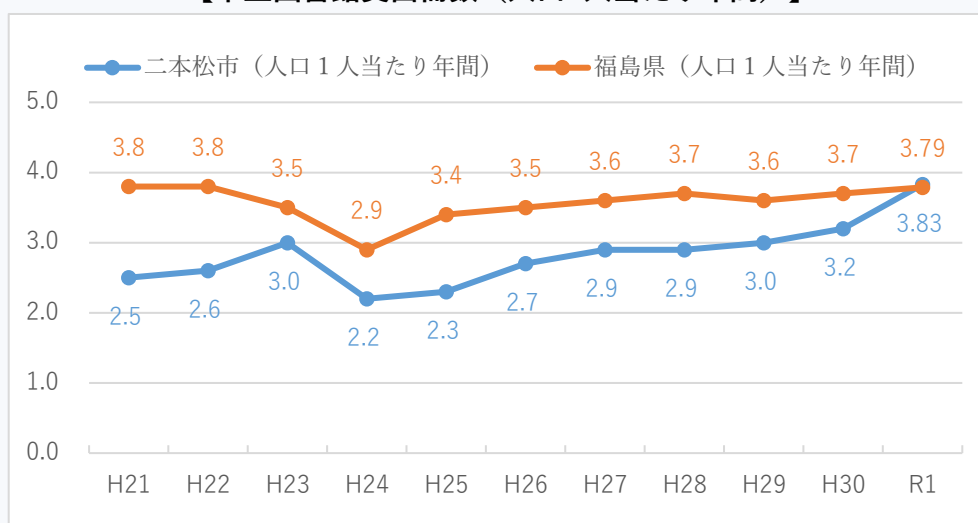
読書は、知識や教養に加え、豊かな心、論理的な思考力や想像力を育むことのできる、有効な生涯学習のひとつであるため、今後も蔵書の充実や利便性向上に努める必要があります。



蔵書検索ネットワークシステム

●関連データ

【市立図書館貸出冊数（人口1人当たり年間）】



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

施策の方向

図書館については、市民にとってより身近な施設となるよう講演会や講座を開催するとともに、「来て、楽しい」魅力ある図書館を目指します。特に、二本松図書館については、市の中核図書館として参考図書の充実を図り、必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービスを通じた適切な資料や情報を提供します。

主な取組事項

事業名	事業内容
● 図書の充実と蔵書検索システムの活用	読書振興を図るため、図書資料の充実とシステムによる効率的な管理を行う。
● 「子ども読書活動推進計画」の推進	計画に基づき、関係機関と連携して子ども読書活動を推進する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
市立図書館・公民館図書室貸出冊数 (人口1人当たり年間)	3.83冊	4.35冊	4.63冊

基本方針 5

様々なスポーツ活動を推進し生涯スポーツの振興を図ります。

市民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するため、子どもから高齢者まで誰もが、定期的に自らの体力に応じて、一生涯にわたって運動やスポーツに親しむことにより、日常生活にスポーツが根ざし、心身の両面にわたる健康の保持・増進が図られるよう環境整備を推進します。併せて、スポーツ競技人口の底辺拡大を図るとともに、指導者及び選手の育成、競技力向上のための事業を推進します。

目指す姿

- ▶ 老若男女、幅広い世代で多くの市民がスポーツに親しみ、心身とともに健康の保持・増進が図られています。



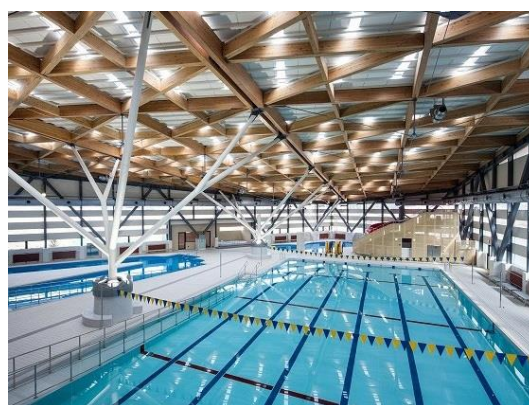
基本施策(1) 運動・体力づくりの環境整備

現状と課題

市民がいつでも身近に運動できるような環境の整備、効率的なスポーツ施設の活用などを行っていく必要があります。

施策の方向

子どもから高齢者まで、多くの市民が定期的にスポーツに親しむことができるよう、運動施設の整備を進めるとともに、既存施設については老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に進めます。また、スポーツ施設と近隣の観光施設が相互に連携することで、気軽にスポーツに親しめる機会を拡大し、利用者の増加と地域の活性化につなげます。



屋内市民プール

主な取組事項

事業名	事業内容
●社会体育施設等の管理・運営	施設利用の安全管理と市民の健康づくりや体力向上の

・城山運動施設区、地域体育館、地域グラウンド等改修事業	ため、環境整備を行う。
●屋内市民プール管理運営事業	管理運営を指定管理者とし、施設利用の安全管理のほか民間のノウハウを生かし利用促進を図り、市民の健康づくりや体力の向上を支援する。
●芝生広場の整備・活用	杉内多目的広場を芝生広場（サッカー場等）に改修し、人工芝2面の公認サッカー場を整備する。
●パークゴルフ場整備の検討	大会等を誘致し周辺施設を含めた利用促進を図るとともに幅広い年代が楽しめる機会を提供するため、市内にパークゴルフ場の整備を検討する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
社会体育施設利用者数	606,949人	620,000人	630,000人

基本施策(2) スポーツ活動の推進

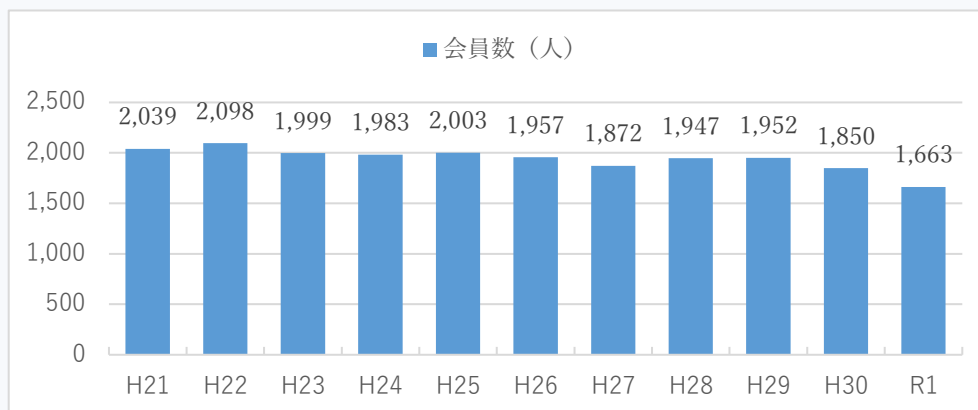
現状と課題

本市では、生涯スポーツの推進にあたり、総合型地域スポーツクラブの運営や体育協会を中心としたスポーツイベントへの助成を行うとともに、体育館やプールの整備、スポーツ選手の育成・強化を進めてきました。

引き続きスポーツ・レクリエーションを振興していくにあたり、健康づくり運動と連携した取り組みが求められており、健康増進を目的とするスポーツの充実などを行っていく必要があります。

●関連データ

【総合型スポーツクラブ会員数】



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

施策の方向

市民がスポーツを始めるきっかけ作りとして、体操やウォーキングなど時と場所を選ばず手軽に実践でき習慣化しやすい運動を推進するとともに、スポーツと健康を組み合わせた取り組みを行うことで、市民の健康な心と体を育みます。

さらに、スポーツ人口の底辺拡大を図るために各地域にある総合型地域スポーツクラブの運営支援を行い、スポーツの楽しさを実感し高い目標を持って成長できる選手の育成に努めます。



フィットネス講座

主な取組事項

事業名	事業内容
●スポーツ力向上事業	市民の健康維持促進を図るため、指導者向けの講座や種目別講習会の実施、また全国大会等出場者への激励金贈呈を行う。
●総合型地域スポーツクラブの活動支援	総合型地域スポーツクラブへの補助を行う。
●体育団体育成事業	各種体育団体への補助を行う。
●スポーツ推進委員会の活動支援	スポーツ推進委員を委嘱し、スポーツ活動の推進・指導体制の充実を図る。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
総合型スポーツクラブ会員数	1,663人	1,800人	1,900人

基本方針 6

文化財の保護や活用、先人の顕彰等を通じて、二本松市全体及び各地域の伝統や歴史的背景を認識し、誇りの持てるよりよいふるさととの創造を図ります。

市内には長い歴史のなかで継承されている有形・無形の文化遺産が数多くありますが、少子高齢化や過疎化等による後継者不足、また開発行為による埋蔵文化財への影響等により、失われつつあるものもあるため、調査や活動助成、顕彰等を通じて保存・活用と保護・継承の推進を図ります。

目指す姿

- ▶ 二本松市に伝わる有形・無形の文化財の理解を深め、市民が愛するふるさとづくりを進めます。
- ▶ ふるさと二本松の偉大な先人から学び、誇りあるふるさとづくりを進めます。



基本施策(1) 地域文化財保護・継承

現状と課題

埋蔵文化財の発掘調査や記録・保存、芸能の伝承や後継者育成などを行うとともに、誰もが気軽に文化に親しみ、触れることのできる機会の充実に努めています。



無形民俗文化財記録保存事業（撮影風景）

一方で無形民俗文化の後継者不足は大きな課題であり、後継者の育成支援などを引き続き行っていく必要があります。

施策の方向

少子高齢化や過疎化による人材不足のため継承が難しくなっている無形民俗文化財を後世に残すため、活動への助成や映像記録の作成を行うとともに、市民の参加促進や学校等との連携の推進、後継者育成支援に努めます。また、埋蔵文化財については

発掘調査を継続し、保存・活用を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
●埋蔵文化財発掘調査	開発行為に伴う遺跡の保存協議資料を得るため、市内遺構の試掘調査等を行う。
●二本松城跡調査事業	二本松城跡の保存・整備および指定追加のための発掘調査を実施する。
●二本松城資料調査・収集	二本松城の資料の調査収集を行い、資料の研究と検証を行う。
●無形民俗文化財記録保存事業	無形民俗文化財を後世に継承するため、映像記録を作成し保存活用する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
二本松城跡発掘現場説明会参加者数	106名	130名	150名



二本松藩家老屋敷発掘調査（丹羽図書屋敷跡）

基本施策(2) 伝統文化の学習及び顕彰

現状と課題

次代を担う若い世代をはじめ、多くの市民の皆さんが、愛すべきふるさととして二本松市を見つめてもらうためには、ふるさとの歴史や文化、そしてそれがいかに誇らしいものであったのかを認識してもらうことが重要です。そのための事業を企画して、市民に興味を持って参加していただくようにしています。

施策の方向

二本松の次代を担う若い世代に、学習活動を通じて二本松の伝統文化を学んでもらい、その成果を発表する機会を設けます。また、先人の顕彰活動に努めつつ、顕彰を進める団体を支援していきます。さらに、市民が二本松市の歴史や文化について気軽に学ぶことができるような講座等の事業を実施します。

主な取組事項

事業名	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域文化顕彰事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝河貫一顕彰講演会 ・ 戒石銘作文コンクール ・ 先人顕彰団体の活動支援 	朝河貫一博士講演会や戒石銘顕彰作文コンクールの実施に加え、高村智恵子顕彰事業への補助を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史文化体験事業（文化観光施設） 	小・中学生に二本松の歴史についての学習・体験の機会を提供しする。また、広く市民を対象とした講座等を開催する。



「戒石銘顕彰」に関する作文コンクール表彰式

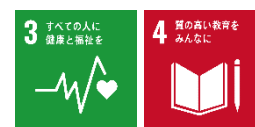
基本方針 7

市民の豊かな人生形成を支えるため、文化芸術の充実を図ります。

音楽や美術などの文化芸術にふれることは、私たちの生活を豊かなものにしてくれます。すぐれた芸術に接する場であり、活動発表の場でもある文化施設の充実と活用を促進するとともに、文化団体の活動支援や後継者育成に努めて、市民の豊かな人生形成を支えます。

目指す姿

- ▶ 市民が芸術文化に親しみ触れることで、心豊かな生活を送り、ふるさと二本松の市民であることに満足していただくようになっています。



基本施策(1) 文化施設の活用強化

現状と課題

現在文化施設としては、展示施設として歴史資料館、智恵子記念館、大山忠作美術館が、音楽施設としてコンサートホールがあり、それぞれで施設の目的に応じた事業を行っています。

しかし、全体的に利用者数の減少が認められており、もっと多くの方々に利用していただく企画や体制づくりが必要です。



智恵子の生家

施策の方向

現在それぞれの施設で事業を行っていますが、二本松の文化施設として一体的にとらえた上で利用者の利便性を図っていくことが重要です。また、外部事業との連携を推し進め、文化学習にのみとらわれず、利用者を楽しんでもらえる企画を考案して利用者数の増加に繋げていきます。

主な取組事項

事業名	事業内容
●各施設間の共同事業展開	文化施設間で相互に利活用できる事業体制を作り、また民間等の事業との連携により利用人数の増加を図る。
●学校・地域との連携による活用促進	学校の社会学習や地域の生涯学習などでの活用を促していく。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
文化施設入館者数	20,589人	23,000人	25,000人

基本施策(2) 文化施設の整備

現状と課題

市内の文化施設は経年による老朽化が見られる現状にあります。利用者が快適で安全に施設を利用できるように整備をしていく必要があります。

施策の方向

施設の修繕が必要なものについて、現状を把握して計画的に対処していきます。

また、大山忠作美術館の指定管理を継続し、民間活力を取り入れてよりよい施設運営を促進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
●文化施設管理・運営 ・大山忠作美術館管理・運営	大山忠作美術館の管理運営を指定管理委託で行う。
●コンサートホール改修事業	コンサートホールの計画的な改修を行う。

基本施策(3) 芸術振興事業の実施

現状と課題

市民が市内において生身の芸術文化に触れる機会の提供において、限られた施設の中で効果を上げるためには、展示や鑑賞の工夫を図り、また芸術文化団体の活動支援も重

要となります。

小中学生を対象として現在実施している絵画コンクールは、子供たちの情操教育の一環として今後も継続していく必要があります。

施策の方向

市民の文化芸術の鑑賞の場である文化施設については、大山忠作美術館での特別企画展の開催やコンサートホールでの音楽鑑賞事業の開催など活用強化に努め、文化芸術活動の盛んなまちづくりを推進します。



コンサートホール自主事業「新垣隆コンサート」



大山忠作美術館で開催した「五星山展」

主な取組事項

事業名	事業内容
●絵画コンクール事業 ・智恵子紙絵コンクール ・大山賞絵画コンクール	小中学生を対象として、二本松市出身の芸術家である高村智恵子と大山忠作画伯の顕彰の一環、また創造性の涵養を目的として絵画作品コンクールを開催する。
●芸術鑑賞事業 ・音楽鑑賞等の実施（コンサートホール、市民会館）	市民に良質な芸術鑑賞（音楽、舞台芸術等の鑑賞）の機会を提供する。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
智恵子紙絵作品応募点数	2,760点	3,000点	3,500点
大山賞絵画作品応募点数	1,758点	2,000点	2,500点

基本施策(4) 文化団体の活動支援

現状と課題

文化・芸術活動の推進にあたり、誰もが気軽に文化に親しみ、触れることのできる機会の充実に努めています。一方で文化団体数の減少は大きな課題であり、文化団体への財政的支援やPR活動の充実などを引き続き行っていく必要があります。

施策の方向

各地区で活動している文化団体の実態把握と育成に努めるとともに、年齢を問わず活動できるような支援策を講じていきます。また、既存の活動団体以外で活動を行っている方等の支援策も検討していきます。



第22回にほんまつ伝統芸能祭

主な取組事項

事業名	事業内容
●文化団体の活動支援・文化団体の育成	各種文化団体への補助を行い、また新たな活動や若年層への支援を行う。

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
伝統芸能祭入場者数	820人	850人	950人
文化団体連合会加入団体数	142 団体	150 団体	150 団体

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進に向けた体制

本計画の推進にあたっては、市教育委員会での横断的な連携を図りながら取り組んでいきます。

また、市長部局や関係機関との連携及び調整を図ることにより、それぞれの取組みが円滑に推進できるよう努めていきます。

2 点検及び評価の実施

本計画に掲げた取組みの実効性を確保するためには、計画の内容も含めた事業の定期的な点検及び評価が必要です。

市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「二本松市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱」の規定に基づき、前年度に教育委員会が実施した事務の点検及び評価を毎年実施し、議会に報告するとともに、市ウェブサイトにて公表しています。

本計画に掲げた主な事業について、この点検及び評価を実施し、PDCA マネジメントサイクル（※8）を活用し、効果的な教育行政の推進に努めます。

3 計画の検討

前述の点検及び評価の結果を反映させるとともに、情勢の変化、国県の政策等にも柔軟に対応するために、適時・適切に本計画の内容の見直しや新たな取組みの検討を行っていきます。加えて、EBPM（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方に則り、従来までの「慣行」ではなく、統計等の客観的な根拠・証拠（エビデンス）を積極的に活用できるよう努めていきます。

また、本計画の目標年度は令和12年度までとしています。国県の教育振興基本計画や本市の二本松市総合計画との調整を行いながら、次期計画の策定に向けての検討を行っていきます。

※8 PDCAマネジメントサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくこと。

【表紙の写真】



総合的な学習の時間 地域の名城を学ぶ

二本松市教育委員会

教 育 長	丹 野 学
教育長職務代理者	佐 藤 英 之
教 育 委 員	柘 智 美 (令和3年1月26日退任)
教 育 委 員	関 奈央子
教 育 委 員	関 健 至
教 育 委 員	太 田 左恵子 (令和3年1月27日就任)



二本松市教育振興基本計画

(第2期：令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

発行 二本松市教育委員会

編集 二本松市教育委員会教育総務課

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

Tel 0243-55-5149 Fax 0243-22-3147

E-mail kyoikusomu@city.nihonmatsu.lg.jp